

沖縄県立宮古高等学校

危機管理マニュアル

目 次

【1】 学校事故等	1
1. 基本的心得	
2. 救急事故や傷病発生の際の対応	
3. 校内の救急体制	
【2】 火災	5
1. 火災発生時の対策（フローチャート）	
2. 防災計画	
3. 防災組織	
4. 避難経路	
【3】 津波・津波災害	11
1. 災害時の対策フローチャート	
2. 避難誘導時の具体的内容	
3. 避難時の対応	
4. 避難経路図・避難場所	
5. 学校の地震・津波対策チェックリスト	
6. 宮古島市の概況	
【4】 不審者侵入等	18
1. 不審者侵入時の対応	
2. 全職員の役割体制	
3. 危害発生時の対応	
4. 被害防止に係る日常管理	
【5】 個人情報流出	22
1. 対策個人情報流出対策	
2. 緊急対応の流れ図	
【6】 薬物乱用防止	25
学校における薬物乱用緊急対応マニュアル	
【7】 校外活動	50
【8】 各種資料	53
1. 薬品管理取扱要領、薬品管理系統図	
2. 暴風（台風）時の対応について	

危機管理マニュアル

【 1 】 学校事故等

沖縄県立宮古高等学校

1 基本的心得

「非常事態が発生した場の基本的な心得」

- ①的確な判断
- ②迅速な行動
- ③誠意ある対応

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・常に最悪の事態を想定し対策を講じておく（マニュアル活用）・生徒・職員の安全確保を優先に心がける。・事故は些細なことの見逃しと放置の積み重ねが多い事を自覚する。 |
|--|

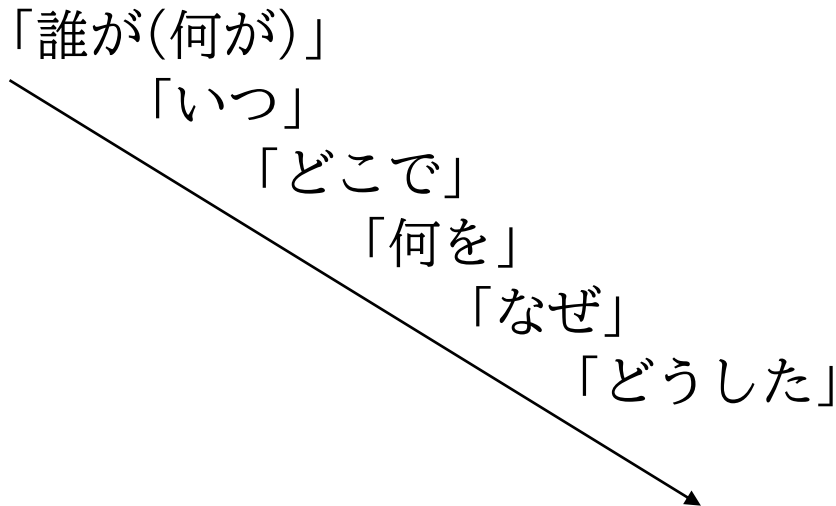
※常日頃から心がけること。

- （１）報告・連絡・相談
「ホウレンソウ」
- （２）常に校内の状況変化を確認する
（前日との違い等・・・）

2 救急事故や傷病発生の際の対応

(1) 事故や傷病発生した場合の対応

- ① 速やかに適切な処置（必要におうじて心肺蘇生）を行うとともに、他の職員等への連絡協力を得る。
- ② 医師の手当てが必要と判断したとき、速やかに(119番)
- ③ 詳細の記録をとる。

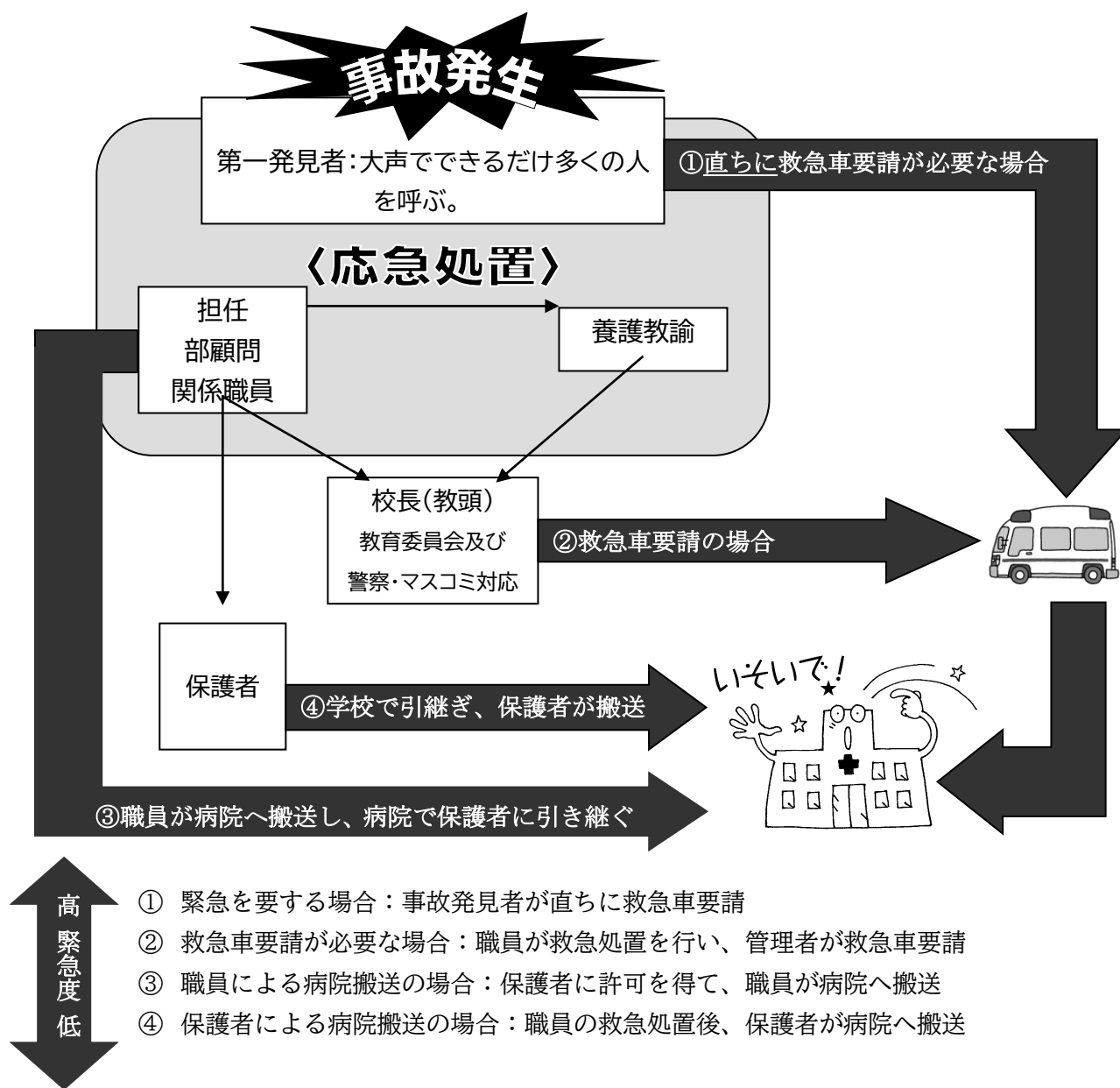


救急車要請が想定される場合

- 1 意識がはっきりしない（呼びかけてもはっきりしない）
- 2 呼吸停止や呼吸困難（咳ができない、話せない）
- 3 心停止
- 4 大出血
- 5 ショック状態が持続する場合
（冷や汗、目がうつろ、血の気がない、呼吸が浅く速い、体が震える、脈が弱く速いなど）
- 6 激痛が継続する
- 7 指や手足の切断
- 8 ひどいやけど（広範囲や顔面、気道部、関節部の場合）
- 9 骨折等
- 10 プール等で溺れた
- 11 誤飲、中毒
- 12 その他（脳卒中、持病等）

3 校内の救急体制

(1) 事故発生時の処置措置



※ 第一発見者（担任、部顧問、関係職員等）は責任を持って、保護者や管理者、養護教諭への連絡をとる。

※ 養護教諭不在の場合は上記図の養護教諭を省いた体制で動く。

(2) 移 送

①生命に危険と判断される場合

心臓発作、転落事故（頭部外傷）、内臓破裂、広範囲の火傷、その他で生命に危険があると思われるときは、すみやかに救急車（１１９番）を要請する。その際、傷病者の変化を観察するため、養護教諭（主に救急処置を行った職員は傷病者の側から離れないで、救急隊員や医療機関に傷病者の状態を報告する。

（ア）患者の状態……〔例〕転落、意識不明

（イ）学校の電話番号及び連絡者氏名

（ウ）救急車輦案内役を決め、分かりやすい場所に立ち、誘導すること。

（エ）同行者は医療機関到着後、学校と家庭へ連絡する。

②生命に危険がないが医療を必要とする場合

（ア）保護者へ連絡を取り、学校へ来てもらうか、病院で引き継ぐかを相談する。

（保険手帳の持参を依頼）職員が病院搬送をする場合は管理者が職員へ搬送を指示する。

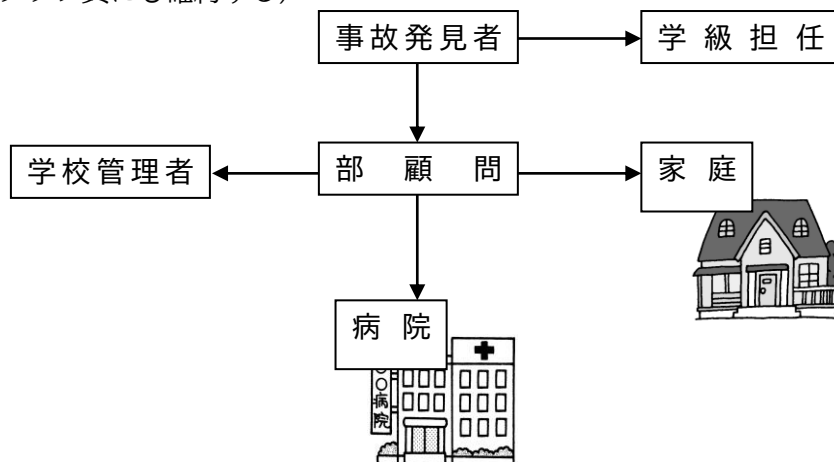
（イ）保護者へ連絡がとれない場合の治療費は後日支払いさせる。病院へその旨依頼する。

③後日の措置

後日報告（担任または関係職員は、予め学校長へ傷病の状態を報告する）

④日曜日、祝祭日等のクラブ活動における救急処置と連絡体制

（顧問はクラブ員にも確約する）



（ア）日曜・祝祭日・時間外クラブ活動は、必ず顧問に連絡する。

（連絡がない場合の災害給付金は認めかねる）

（イ）救急処置は原則としてクラブ顧問が当たる。顧問が用あってクラブを留守する場合、居場所（TEL など）を明確にしてもらい、後日、日本スポーツ振興センター（養護教諭・保健室）に連絡し事務手続きをとる。（顧問は学校管理者に報告する）

*日本スポーツ振興センターの給付は、下記の場合の外傷に支給する。（学校の管理下の事故）

☐ 正規の授業・休憩時間・部活動

☐ 登校・下校時（通常の進路及び方法による）

☐ 急激な運動・又は相当の運動量を伴う運動による肺疾患などの内臓疾患

☐ 相当量の運動を継続したことによる腱鞘炎・野球肩(肘)・関節炎(痛)・筋炎(痛)・腰痛症

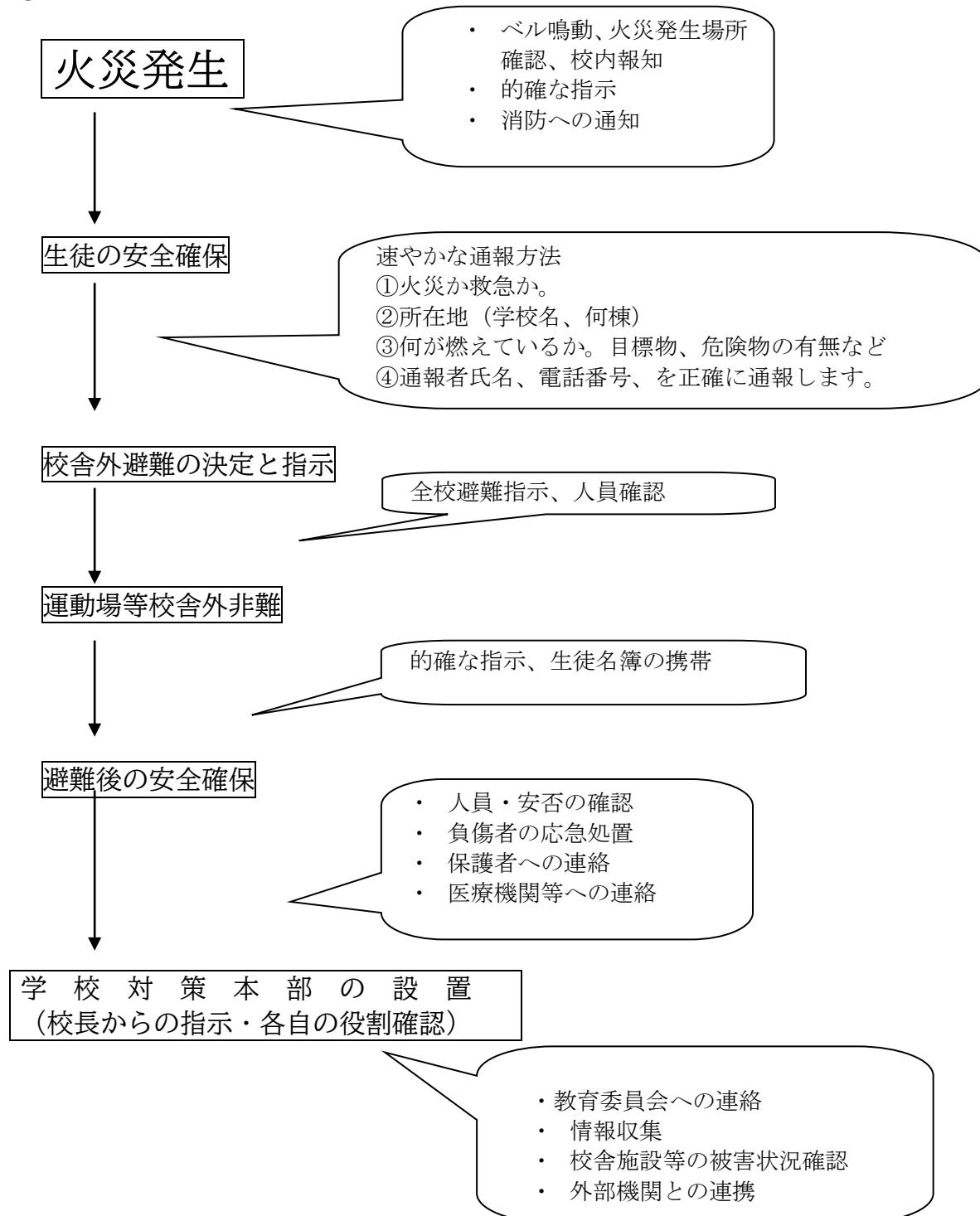
危機管理マニュアル

【2】防火・火災

沖縄県立宮古高等学校

1 火災発生時の対策（フローチャート）

① 在校中（生徒の行動・職員の対応）



2. 防災計画

実施要項

イ 防災方針

学校内において火災がおこらないよう防火に対する職員・生徒の防火意識を周知徹底すると同時に、万一火災（災害）が発生した場合は、速やかに臨機応変の措置が行えるようにする。

- ① 職員・生徒が日頃から火気の取り扱い・火気の後始末には特に留意し、防火（防災）の思想の徹底を図る。
- ② 学校における最重要物品（生徒指導要録、卒業台帳、その他の台帳・書類など）は常に整理整頓し、万一に備える。

ロ 防火対策要項

- ① 各室の火気取締責任者を明確にし、職員・生徒に周知徹底させ、日頃から防火に留意し、万一に備える。
- ② 防火施設・設備を充実させ、その場所、使用方法の熟知を図る。
- ③ 重要物品を明示し、非常持ち出し可能な状態に整理整頓する。
- ④ 火気使用設備・器具・消防施設・器具の自主検査を定期的に行い、常に完全整備を期す。
- ⑤ 特に火気を使用する教室、部室はその取締を厳重にして帰宅する。
- ⑥ 消防の協力を得て消火避難訓練をする。

ハ 災害避難実施要項

- ① 災害発生時には、職員は速やかに防災組織の分担任務につく。
- ② 火災発生現場に居合わせた職員・生徒は、ただちに本部に通報し、消火に努める。
- ③ 授業時の生徒の誘導は、その時授業を担当している職員が当たる。

ニ その他

- ① 休日、祝日及び休業日、または夜間に緊急事態が発生した場合には、職員は通報を受け次第、速やかに登校し防災組織の任務に当たる。
- ② 休日、長期休業日には、電気器具等のコンセントを抜く。

(1) 学校防災規程

第1条（目的）

この規程は消防法第8条1項および沖縄県立学校管理規則第6条～9条に基づき、県立宮古高等学校の防火（防災）の管理業務について必要な事項を定め、火災、風水害、震災その他の災害の予防および生徒の人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

第2条（防火管理者）

本校の防火管理者は教頭とし、次のことを行う。

- (1) 学校防災計画の立案、検討
- (2) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検
- (3) 消防用設備等の点検整備
- (4) 火気の使用取扱いに関する指導
- (5) 防災教育及び消防訓練等の計画、実地指導
- (6) その他、防火管理上必要な業務

第3条（施設等の予備管理）

平常時における火災予防及び地震時等の出火防止を図るために防火管理者のもと各校舎、施設ごとの火気取締責任者（火元責任者）を置き各施設の火気管理および諸施設備器具の維持管理に努める。

第4条（火気使用設備等の自主検査）

火気使用施設、設備器具、危険物貯蔵施設、電気設備の安全管理を図るため、自主的な検査を次の事項に留意して定期的実施する。

- （1） 給湯室等における火気使用設備の構造、管理の適否
- （2） 理科実験室、調理実習室等の火気使用器具及び危険物、火薬類、高圧ガス等の貯蔵取扱い状況と、その管理ならびに実験用各種材料等の管理状況の適否
- （3） 休憩室等における火気管理の適否
- （4） 体育館、視聴覚教室等の照明装置、映写設備等の異常の有無
- （5） 廊下、階段等の避難上、障害となる物品等の有無
- （6） その他、防災管理上注意すべき施設設備等の異常の有無

第5条（消防用施設等の点検整備）

消防等施設（消火栓、消火器、移動火災報知設備、避難器具等）の機能を維持管理するため、点検資格者（消防士）の協力を得て定期的に点検し整備しなければならない。なお、平常の外観的な点検及び清掃等は各火元責任者が随時行うものとする。

第6条（改善措置および記録）

1. 前条に基づき検査、点検の結果、改善を要する事項があれば速やかに防火管理者を通じて校長に報告し、その改善措置を促進する。
2. 検査、点検の結果はその都度、別に定める検査点検票および「防火対象物維持台帳」に記録し保管する。

第7条（臨時火気使用）

1. 校内の建物内外において臨時に火気を使用する場合は火元責任者を通じて、防火管理者の許可を得なければならない。
2. 前項の許可を受けた場合は「火の用心」に留意して消火器等を配置してそれぞれの使用上の注意事項を遵守しなければならない。

第8条（自衛消防組織）

校内外に火災またはその他の火災が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、別表「自衛消防組織」により各担当任務の遂行にあたる。

第9条（非常時出）

校長はあらかじめ「非常時出目録」を作成し、危急の場合に搬出等に標識等を附するものとする。

第 10 条（職員の緊急出勤）

校長は緊急事態が発生したとき、またはその恐れがあるときは必要に応じ、在宅職員に対して緊急出勤を命ずるものとする。

- （１）生徒・職員の防災意識の高揚を図るため、平素から掲示、広告活動等とおして防災教育を推進する。
- （２）有事に際し被害を最小限にとどめるため防災訓練を定期的に行うものとする。

第 11 条（消防機関との連絡）

防火責任者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火管理の適正を期すよう努力しなければならない

〔連絡事項〕

- （１） 防火計画の提出
- （１） 査察の要請
- （２） 教育、訓練指導の要請
- （３） その他、防火管理についての必要事項

※ 緊急連絡

○宮古島警察署	1 1 0（0 9 8 0－7 2－0 1 1 0）
○宮古島市消防署	1 1 9（0 9 8 0－7 2－4 3 5 8）
○宮 古 病 院	0 9 8 0－7 2－3 1 5 1

3. 本校の防災組織（年度当初に職員名を割り振る）

防災対策本部	
本部長（校長）・副本部長（教頭）・防災管理者（事務長）	
	防災委員会（企画運営委員会） 防災計画の策定、防災意識の高揚、緊急連絡網の整備、外部機関の確認

係	担当職名等（氏名）	内容
①校内防火管理	教頭 （ ）	防災用具の点検、校舎破損個所の報告、火災予防及び火器取締、防災害等の心得指導等。
②消火設備管理	事務長 （ ）	防災用具の保管管理、火災報知器・消火器・消火栓・水道栓等の整備点検。
③光熱器具管理	事務職員（備品担当） （ ）	危険物貯蔵施設（ガス置き場等）、火気使用施設（湯沸室）、電気設備の整備。
④可燃薬物管理	火元責任者（理科・家庭・芸術） （ ）	理科・家庭科・陶芸等の薬品、燃料類の保管点検。
⑤通報・連絡	事務長（事務職員・警備員） （ ）	消防、警察等への通報連絡、校内出火状況の報告。生徒・職員への緊急放送。
⑥避難誘導	学年主任（ ） HR担任	生徒の避難誘導、管理指示
⑦消火	理科・家庭科（その場の職員） （ ）	初期消火、自営消火の指揮、消火器具の選定。
⑧消防機関誘導	事務職員（ ） 教務主任（ ）	消防車の誘導、校内説明・案内。 薬物・その他危険物の安全保持。
⑨防護安全措置	環境美化係（その場の職員） （ ）	防火戸の開閉、電気・ガスの絶縁、薬物・その他危険物の安全保持。
⑩救護	養護教諭 （ ）	負傷者及び被救助者の救護。

火元取締責任者（火元責任者）			
教室等	責任者名	教室等	責任者名
管理棟 1 階		理科棟（2 階）	
管理棟 2 階		体育館	
社会準備室		武道場	
家庭科棟（1・2 階）		プール・部室	
視聴覚棟（1 階）		A 棟	
視聴覚棟（2 階）		B 棟	
視聴覚棟（3 階）		ゴミ捨て場	
特別棟		セミナーハウス	
理科棟（1 階）		芸術等	

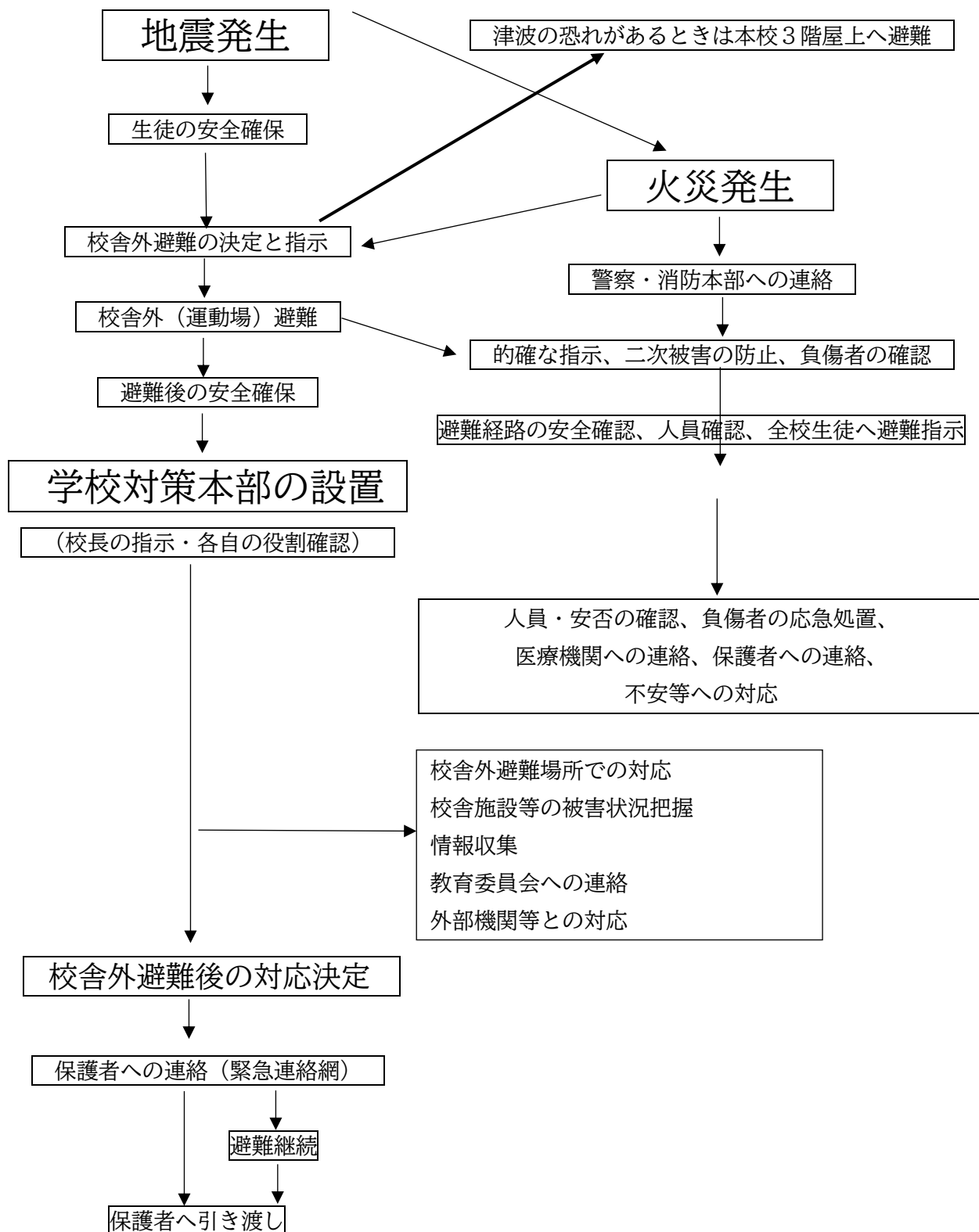
危機管理マニュアル

【 3 】

地震・津波災害

沖縄県立宮古高等学校

1. 災害時の対策フローチャート



2. 避難誘導時の具体的内容

地震発生		火災発生
生徒の安全確保	○的確な指示（頭部の保護、机下等への避難、配慮を要する生徒等への指示） ○火災など二次災害の防止 ○負傷者の確認	○的確な指示（煙を吸わないよう鼻と口を押え、背を低くして早目に避難する） ○状況に応じて燃えているところの窓やドアを閉める ○逃げ遅れた者がいないか確認する
↓	校舎外避難の決定と指示	
↓	校舎外避難	○的確な指示（おかしもち） ○職員の連携
↓	避難後の安全確保	○人員の安全確認 ○負傷者の確認と応急処置、警察・消防・医療機関への連絡 ○生徒の不安に対する対処
↓	学校対策本部の設置	○職員各自の役割確認と校長の業務指示
	校舎外避難場所での対応	生徒の不安に対する対処・安全確保（生徒のそばにいて勝手な行動を取らせない）
	校舎施設の被害状況	校舎等の被害状況の把握（生徒の校舎内避難、避難所開設等のための外観上の安全確認） 【外観上の安全確認の基準として考えられる内容】 建物全体の傾斜、柱の座屈、壁の崩壊やX字の亀裂、仕切り壁、掲示板・建具・天井板・蛍光灯等の落下物、窓・窓ガラスの破損状況、渡り廊下本体の損傷・校舎との接続部分の損傷、運動場の地割れの状況、コンクリート塀の倒壊や亀裂、擁壁・石垣の崩れ
	情報収集	マスコミ：地震の規模、余震の可能性と規模、津波島の二次災害の危険性等の情報把握 地域：後者の被害、危険箇所、関係機関との連携
	教育委員会への連絡	被害状況、その他学校内外の状況、指導事項の確認、その他情報収集状況に応じて臨時休校措置
	外部との対応	保護者・親類・知人等からの照会に対する対応、近隣学校間連携のネットワークの確立（近隣で支援しあえることはないか情報交換する）
	校舎外避難後の対応決定	生徒の校舎外避難後の対応を決定 （生徒を引き渡す場合の方法や保護者への連絡方法、保護者と連絡が取れない生徒の下校方法、学校避難を継続する場合やその後の引き渡し方法について基本的なパターンを定め保護者との綿密な共通理解を図っておく）
↓	保護者への連絡・引き渡し	避難継続（校舎内・運動場・広域避難場所）も考えられる。

※日ごろから避難経路図を全校生徒に周知する。

※避難経路図の避難方向に基づき的確に指示し誘導し、勝手な行動はさせない。

※特定の階段や非常口に殺到しないように避難誘導する。

※避難階段・通路・ロビー・ホール等には避難上支障となる物品を置かない。

3. 避難時の対応

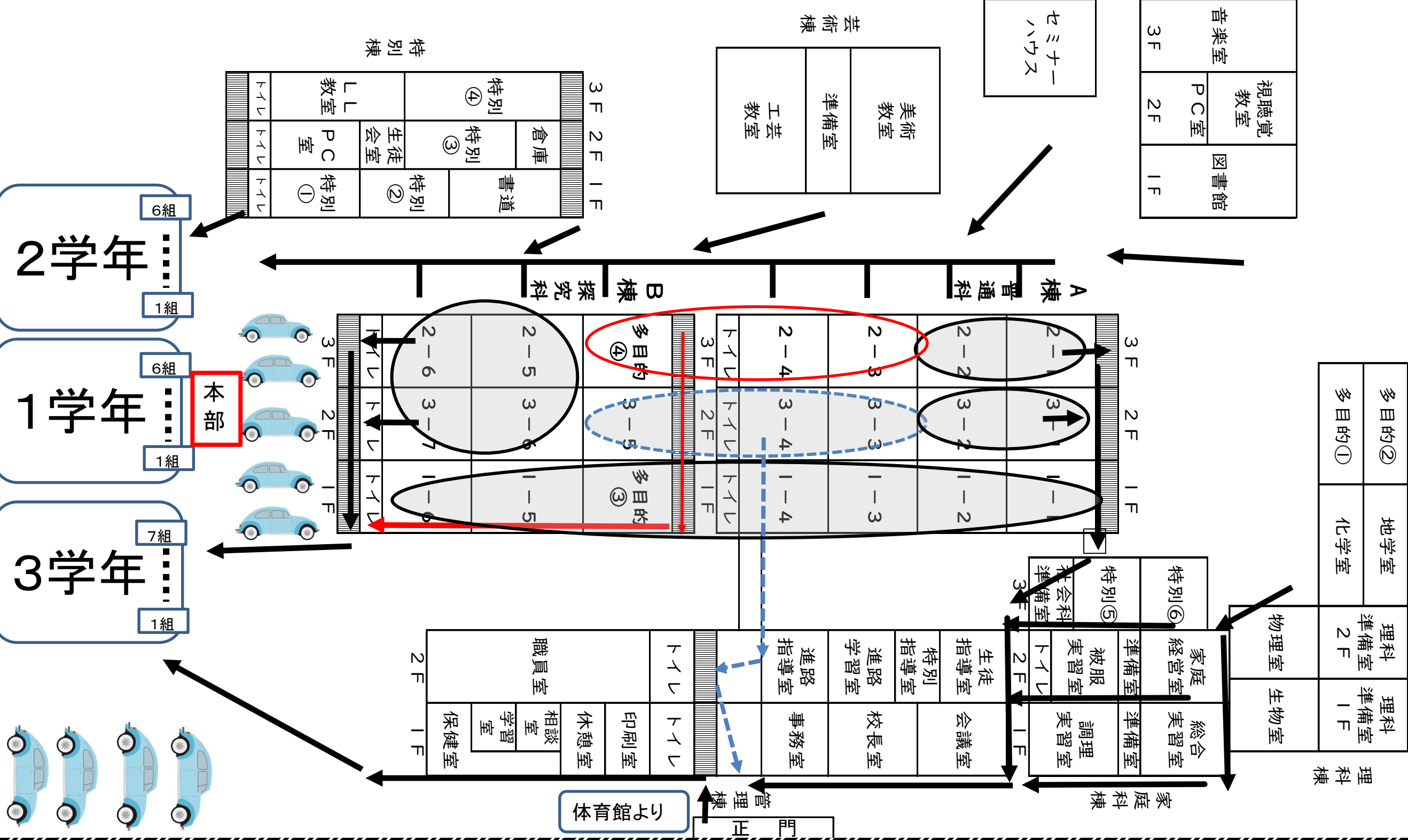
①在校時の具体的対応について

	立場	授業中	休み時間	放課後
学校	管理者・教務主任	○緊急放送・避難指示・誘導 ○生徒・職員の安全を確認 ○校舎・校区内の被害状況確認		○緊急放送、避難指示・誘導 ○学校に残っている生徒の人数確認 ○生徒・職員の安全を確認 ○校舎・校区内の被害状況の確認
	職員	○生徒を机下へ潜らせ安全確認（地震） ○避難指示・誘導、負傷者の介護 ○引き渡しの準備	○教室に戻り、状況確認 ○避難指示・誘導、負傷者の介護 ○校舎・校区内の被害状況の確認 ○引き渡しの準備	○学校に残っている生徒の人数と状況の確認 ○避難指示・誘導、負傷者の介護 ○校舎・校区内の被害状況の確認 ○引き渡しの準備
	生徒	○机下に頭を入れ、身をかがめ、机の脚をもつ（地震） ○担当の先生の指示に従う	○外にいる生徒は校舎からできるだけ離れる ○教室にいる生徒は、机下に頭を入れ、身を屈める ○それ以外の所にいる生徒は、落下物に注意して身を屈める	○外にいる生徒は校舎からできるだけ離れる ○教室にいる生徒は、机下に頭を入れ、身を屈める ○それ以外の所にいる生徒は、落下物に注意して身を屈める ○先生の指示に従う
家庭	保護者	○家庭での話し合いに基づき、生徒を引き取りに学校へ行く		
	生徒	○早退・欠席している生徒は、家庭での話し合いに基づき避難する		

②登下校時・校外時・自宅にいるときの対応について

		登校時	下校時	校外学習時	自宅にいるとき
学校	管理者・教務主任	○安全を確認したうえで出勤 ○校舎・校区内の被害状況の確認 ○生徒・職員の安否の確認と名簿の作成 ○生徒が登校後の緊急放送・避難指示・生徒数の確認	○学校に引き返し可能な職員の確認 ○生徒の下校及び帰宅の有無の確認 ○生徒・職員の安否確認 ○校舎・校区内の被害状況の確認	○引率責任者による周辺にある避難場所への誘導 ○引率責任者から所属校の責任者への連絡（指示を受ける） ○所属校の責任者による地域または交通機関等の状況を把握し帰校可否の決定・指示	○出勤可能な職員の確認 ○自宅待機の職員の確認 ○生徒・職員の安全確認 ○校舎・校区内の被害状況の確認
	職員	○可能な限り出勤し指示に従う ○学校に登校している生徒の人数と安全の確認 ○引き渡しの準備	○可能な限り学校に引返し校長の指示に従う ○生徒の下校・帰宅の有無確認 ○校舎・校区内の被害状況の確認	○在校職員による校外学習に参加している生徒・職員の名簿作成 ○情報連絡版の設置、保護者や教育委員会、引率者の連絡と情報	○職員は可能な限り出勤し、校長の指示に従う ○校舎・校区内の被害状況の確認 ○生徒の安全確認
	生徒	○高い建物・大きな塀や屋根の下から離れる ○揺れが収まったら学校か自宅の近方へ行く	○高い建物・大きな塀や屋根の下から離れる ○揺れが収まったら学校か自宅の近方へ帰る	○先生の指示に従う	○家の人の指示に従う
家庭	保護者	○家庭での話し合いに基づき、生徒を引き取りに学校へ行く	○家庭での話し合いに基づき行動する	○避難場所へ避難する	○避難場所へ避難する
	生徒	○早退・欠席している生徒は、家庭での話し合いに基づき避難する			○家族と離れないよう避難場所へ避難する ○安否の確認

宮古高校校内避難経路図 ※海拔：宮古高校校門前19m 教室棟3階28m



- 避難経路の説明 ※但し、状況に応じて避難経路は臨機応変に対応してください。
- ①1階のHR教室 →ベランダ →避難場所

②2-1、2-2、3-1、3-2 →家庭科棟への渡り廊下 → 正面玄関 →避難場所

③2-3、2-4→近くの階段より1Fへ → 1学年廊下 →避難場所
- ④2-5、2-6、3-6、3-7 →近くの外階段 →避難場所

⑤3-3、3-4、3-5→管理棟への渡り廊下 →正面玄関 →避難場所

⑥その他特別教室は経路に沿って避難

学校の地震・津波対策チェックリスト(例)

☐	学校の所在地が地震による津波や土砂崩れの予想される地域にあるか。 都道府県や市町村では、ハザードマップなどを作成し、地震、津波、風水害などに分けて、過去に発生した災害状況、河川氾濫・津波の浸水想定区域、土砂崩れ危険箇所等の災害に関する資料を備えているところもあり、災害を予測するのに役立つ。
☐	学校の所在地が津波や土砂崩れの予想される地域にある場合、避難する場所や経路を決めているか。
☐	☐ 避難する場所 ☐ 避難経路 避難場所が決まっていない場合には速やかに設置者と協議の上、避難場所や避難経路を設定しなければならない。
☐	災害発生時における教職員の役割分担を発生時別に明確にしているか。
☐	☐ 授業中 ☐ 休憩時間や放課後 ☐ 登下校中 ☐ 校外学習中（部活動含む） 各学校においては、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）について再度確認するとともに、学校が避難所となる場合が多いことから、開設準備や初期の運営等の対応分担についても明確にすることが必要である。
☐	校内での避難訓練等を実施しているか。
☐	☐ 地震 ☐ 津波 今回の震災では河口から相当程度上流でも津波による被害を受けている例があることから、海岸や河口付近の学校だけでなく、河口から津波の遡上が考えられる地域においては津波災害に対する訓練が必要である。
☐	地域と連携した避難訓練等を実施しているか。
☐	☐ 地震 ☐ 津波 地域の消防署や市町村の防災担当部局など、地域との連携を図りながら実施することが望ましい。
☐	登下校中に地震・津波が発生した（発生が予想される）場合の避難の仕方について児童生徒等に指導しているか。
☐	☐ 地震 ☐ 津波 「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」「建物、塀、崖下、川岸から離れる」「自動車は思わぬ動きをするので離れる」等の初期の安全確保と併せ、最も安全な場所を判断し、避難する能力を身につけさせるよう事前の指導が必要である。
☐	児童生徒等や教職員への非常時の情報伝達方法、その周知内容は準備されているか。
☐	☐ 情報伝達方法 ☐ 周知内容 今回の震災では長い期間、通信網が遮断され、情報収集や連絡ができない状況が続いたことから、あらかじめ学区内の小単位で保護者の連絡担当者を決めておくなど、学校との連絡が取れる体制を整備することなども必要である。
☐	非常時に情報を知るテレビ、ラジオ、同報無線受信機などを備えているか。 停電が長期化することとも考えられることから、乾電池等の備蓄や発電機等の設備充実を図るなどの環境整備をしておくことが大切である。
☐	安全が確認された場合に、児童生徒等を引き渡す方法などについて普段から保護者に対して周知しているか。
☐	☐ 引き渡し時の条件 ☐ 引き渡しの方法 停電や交通網の遮断等を想定したマニュアルが必要である。状況によっては、保護者が来校できない場合もあり、帰宅困難な児童生徒を想定した非常食や毛布等の災害時の備蓄についても準備が必要である。

※宮古島市（宮古高校）の概況

①位置

宮古島は沖縄本島から南西に約 300 km、東京から 2000 km、北緯 24～25 度、東経 125～126 度に位置し、大小 6 つの島（宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島、大神島）で構成されています。

また、南西諸島海溝（琉球海溝）を境に、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込んでおり、これらのプレートの相互作用運動による地震活動が活発で巨大津波が発生する危険性が指摘されています。

②面積・人口

宮古島市の総面積は 204 万平方km、人口は約 55000 人で、人口の大部分は平良地区に集中しています。島全体が概ね平坦で、低い大地状を呈し、山岳部は少なく、大きな河川もなく、生活用水等のほとんどを地下水に頼っています。

③気候

宮古島は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候に属しています。四季を通して暖かい気候であり、年平均気温は 23 度、年平均湿度は 80%です。

④過去の主な地震・津波について

琉球列島は、太平洋側に南西諸島海溝（琉球海溝）、東シナ海側に沖縄トラフという船状海盆があり、周辺の海域で過去に大きな地震やそれに伴う津波がたびたび起きています。

地震による被害は、1958 年に石垣島北東沖でマグニチュード 7.2 の自身が発生し、宮古島から石垣島にかけて震度 5 を観測しました。この地震で両島合わせて 2 名の死者が出ました。

また、1771 年に石垣島近海で発生した地震（マグニチュード 7.4）により、最大訳 30m の津波（明和の大津波）が八重山・宮古両列島を襲い、宮古島では 2500 人以上の犠牲者が出ました。

⑤宮古高校の立地状況等について

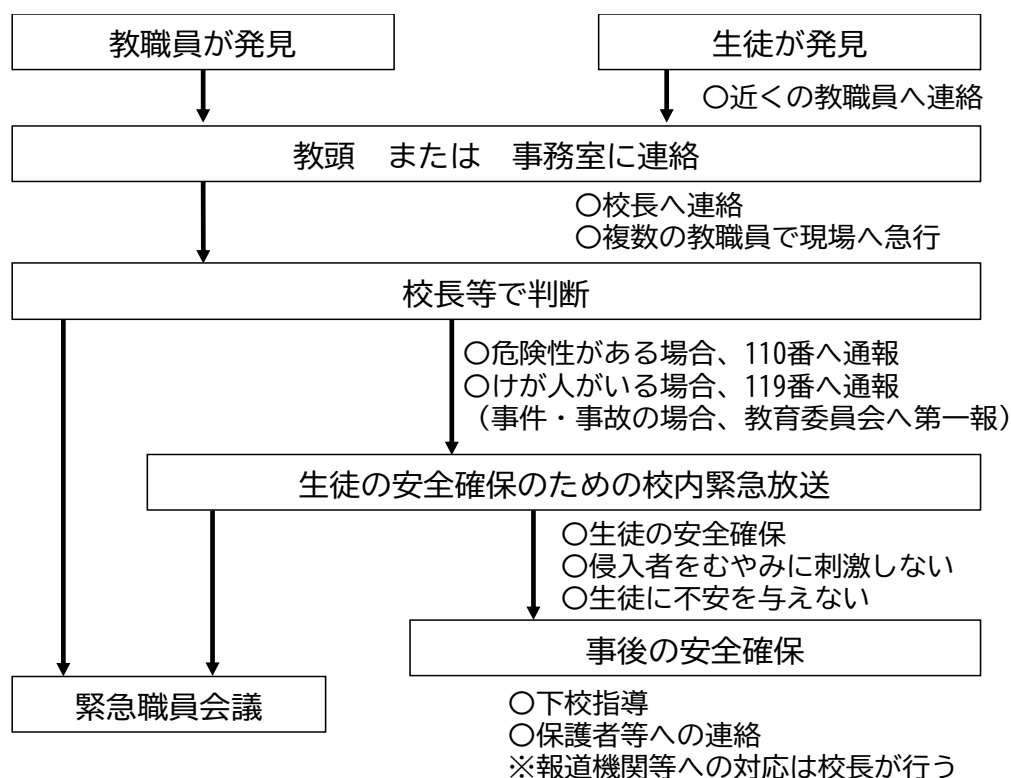
一番近い海岸（平良港）から直線距離で約 1.4 km しか離れておらず、標高海拔 17.3 となっています。B 棟屋上で約 28m の高さになると考えられます。

危機管理マニュアル

【４】不審者侵入等

沖縄県立宮古高等学校

1. 不審者侵入時の対応



2. 全職員の役割体制

校長・教頭・事務長	○陣頭指揮、○職員への連絡・調整・指揮、○教育委員会への対応 ○マスコミへの対応、○警察との連携、○被害生徒等の家庭訪問等
教務部	○全保護者への連絡、○緊急放送等
学年部 (学年主任・学級担任等)	○避難誘導、○生徒の把握、○安全指導、○該当生徒の付き添い ○保護者への連絡・引き渡し、○被害生徒の家庭訪問等
生徒支援部主任	○現場直行、○不審者への対応等
養護教諭	○応急処置、○救急車への出動要請、○負傷者の付き添い ○外傷の記録、○医療機関との連携、○事後指導
事務職員等	○電話取り次ぎ、○各種連絡等

(1) 対処方針

不審者侵入が発生した場合、迅速かつ適切な対応が必要である。日常的な安全確保、緊急時の対応が予め定められた役割や手順のとおり効果的に起動させるようにする。

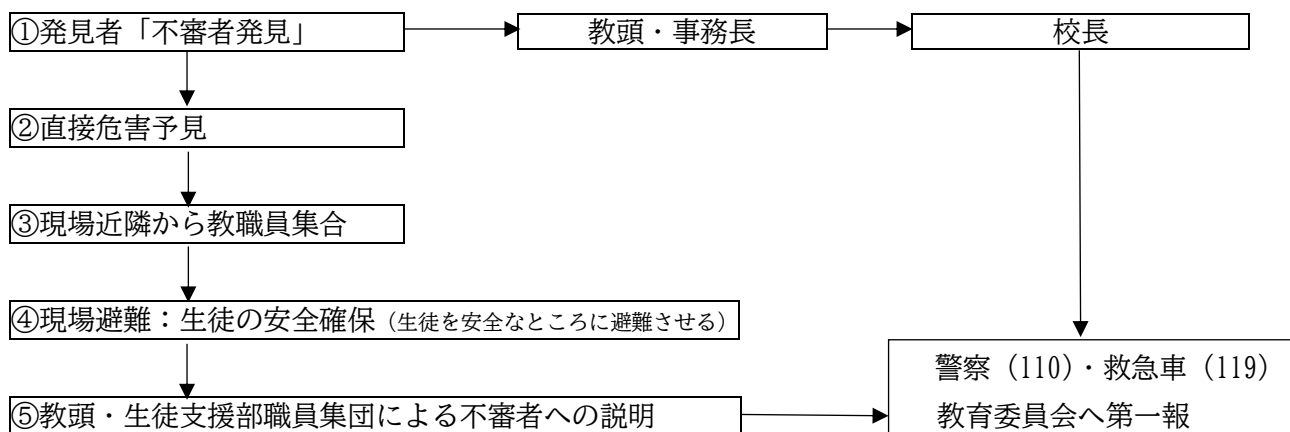
学園祭等の行事では、不特定多数の来校者がおり、その中には不審者が混じっている可能性がある。その不審者による不慮の事故、事件を未然に防止するため、職員全体が警戒中の腕章をつけて校内を見学またはパトロールに努める。

(2) 配慮事項

①日常的に来訪者に対する適切な対応等に努める。

- ②不審者侵入に対する初期対応、危害発生時の職員の役割、手順等を定める。
- ③警察、消防署等関係機関への通報、保護者への連絡体制等を整備する。
- ④事件の発生状況や緊急対応措置等について正確に記録し、警察や教育委員会等、関係機関への説明、報告書の作成及び今後の事故発生防止対策の資料とする。

(3) 対処処置（初期的対応）



(4) 具体的対応

- ①不審者かどうかを見極める。正当な理由がなければ、退去を求める。
- ②危害を加える恐れが予見できる場合、速やかに退去を求める。
- ③教職員へ緊急連絡、隔離・通報する。
(暴力行為の抑止と退去の説得、110 番通報、別室へ隔離、教区委員会への連絡等)
- ④生徒の安全確保を図る。(全校生徒の周知、整頓掌握、避難誘導等)
- ⑤職員集団により組織的に対応する。
(暴力の抑止と被害拡大の防止、移動阻止、教職員の役割分担と連携、警察による保護・逮捕等)

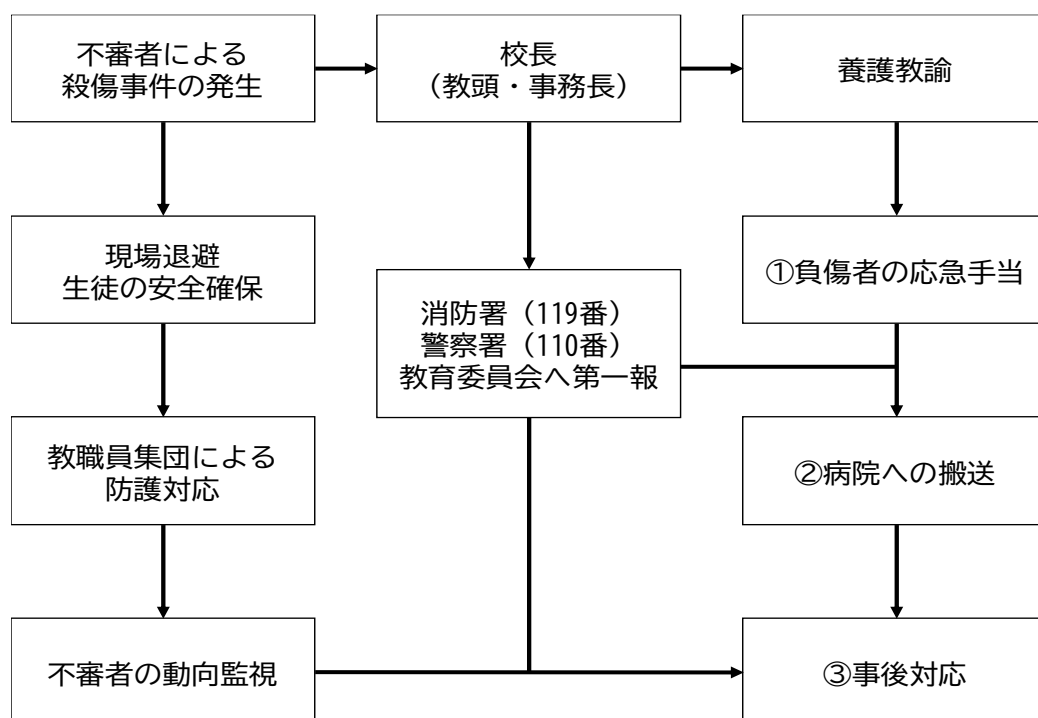
(5) 不審者の見分け方

- ①声掛け等により身元を確認する。(要件・生徒の学年組氏名・教職員の氏名や教科等が答えられるか)
- ②受付を通っているかを確認する。
- ③凶器や不審物を持っていないかを確認する。
- ④不自然な行動や暴力的な態度は見られないかを確認する。

3. 危害発生時の対応

(1) 具体的対応

- ①不審者による被害が発生した場合、生徒の安全確保、組織的に防御を行うとともに、救急隊が到着するまで負傷者への応急手当を実施する。(速やかに 119 番、110 番通報、被害者への心のケア等)
- ②養護教諭または関係者は負傷者に付き添い、病院へ搬送する。
- ③事後の対応や措置をする。(生徒の心のケア、情報の整理、保護者等への説明、事故報告書の作成、教育再開準備、再発防止対策等)



4. 被害防止に係る日常管理

(1) 校門及び校舎入り口の管理

本校通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は各ホームルーム担任を通じ、これ尾を生徒及び保護者に周知するとともに、部活動を含めた登下校時間の順守を生徒に徹底させる。

時間	生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 7:00～8:45	○生徒は正門から登校する。 ○正門は警備員が7時に解錠し、20時に施錠する。	○常に正門を利用して出入りし、事務室窓口にて受付を行う。
授業中	○生徒・職員共に、正門を利用して出入りする。	
下校時間	○生徒・職員共に、正門及び裏門を利用して出入りする。 ○警備員は20時以降、校内・校舎内の最終確認をして施錠する。	
下校時間後	○解錠しない。	

【不審者侵入防止の3段階チェック体制について】

A 校門	校門の施錠管理を行っている。
B 校門から校舎入り口	受付の案内を行っている。
C 校舎の入り口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札着用を行っている。

(2) 来校者の管理

校長は、下記に掲げる事項を全職員依周知するとともに、来校者対策を徹底する。

- ①来校者には、校舎入り口にて事務室前での受付がある旨の案内を掲示する。
- ②来客がある場合は、予め「outlook 予定表」を利用して情報の共有を図る。
- ③来校者には事務室受付にて受付表に氏名・所属の記入を求める。
- ④来校者の受付後、来校者カードを配布し、首から吊り下げよう求める。

危機管理マニュアル

【５】個人情報流出

沖縄県立宮古高等学校

個人情報流出危機管理マニュアル

県立宮古高等学校

1 個人情報流出対策

(1) 危機管理対策チームのメンバー

教頭、事務長、各部主任（教務，生徒指導，進路指導，環境・保健，図書視聴覚・情報）、
校内 LAN・校内処理ソフト担当

(2) 事故発生時の報告・連絡の手順

事故発生 → 教頭 → 校長 → 危機管理対策チーム
☆随時、教育委員会へ連絡・報告を行い、密に連絡を取る。

(3) 対応窓口の一本化

マスコミ等外部への対応窓口として、教頭があたる。

(4) 事実調査

危機管理対策チームは、個人情報の流出事故が発生した場合、
個人情報の種類・項目、原因、時期等に関する事実調査を行う。

- ① 流出に関わる個人情報の種類、項目、件数、日時、場所、状況等
- ② 被害・影響の範囲、プライバシーの度合い、二次被害の有無など

(5) 原因究明

危機管理対策チームは、事実調査に基づき流出の原因を究明し、二次被害防止、再発防止の
対策を講じる。

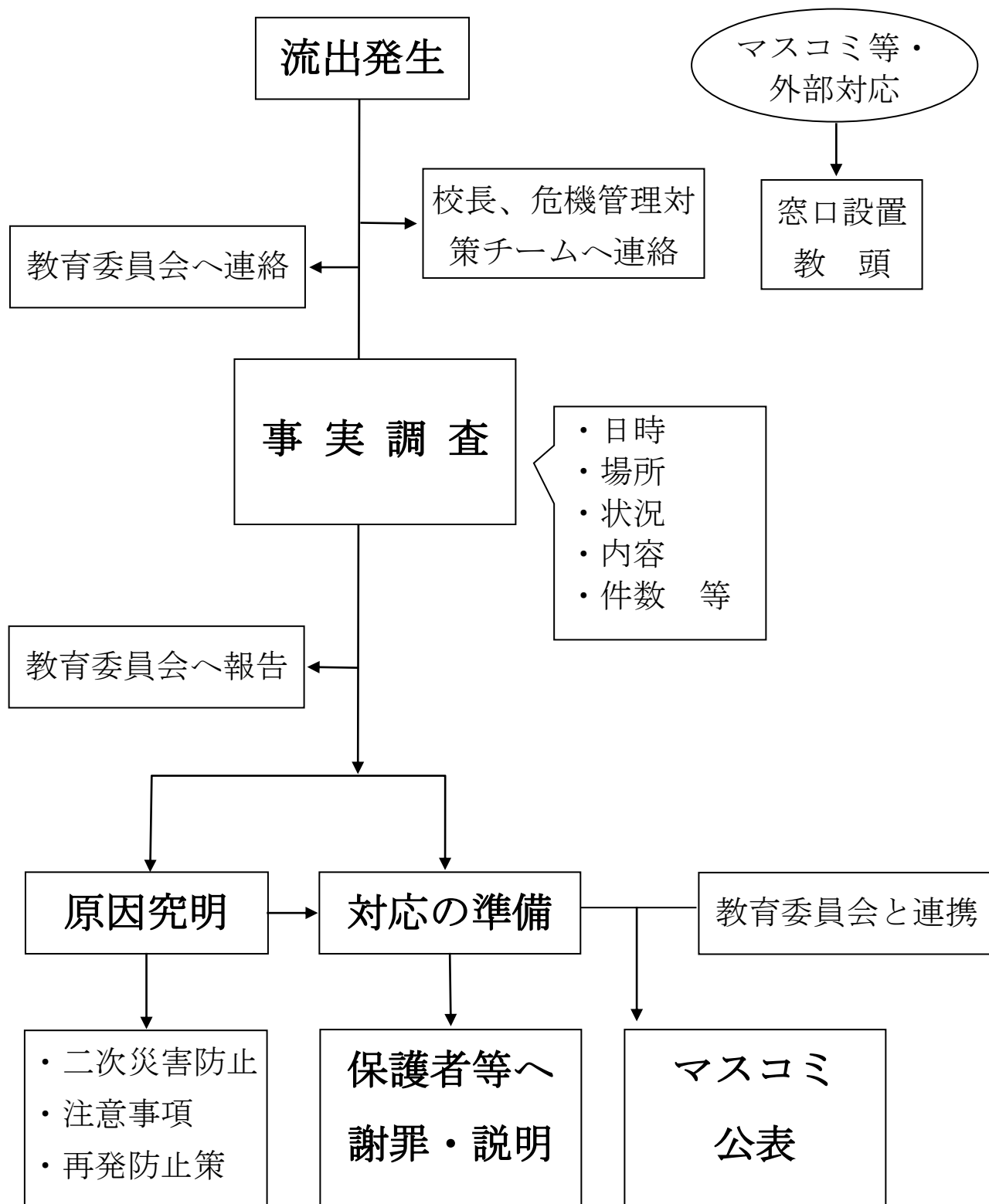
- ① 二次被害防止、将来の発生可能性について
- ② 再発防止策（安全管理対策など）

(6) 事後の対応

校長は、危機管理対策チームの報告を受け、生徒・保護者への説明等、今後の対応方針を
決定する。また、マスコミ等への公表については、教育委員会と連携をとる。

- ① 今後の方針（対策の方針など）
- ② 生徒・保護者への謝罪・説明
- ③ 公表

2 緊急対応の流れ図



危機管理マニュアル

【 6 】 薬物乱用

沖縄県立宮古高等学校

学校における

薬物乱用緊急対応マニュアル (改訂版)

平成 2 9 年 3 月

沖縄県教育委員会

はじめに

近年、青少年における大麻や「合法ハーブ」等と称して販売されている「危険ドラッグ」が蔓延し、これを使用したものが二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が全国的に発生しており、深刻な社会問題となっています。

県内においては、危険ドラッグ販売店舗が24店舗（H24時点）存在していましたが、沖縄県警察本部、九州厚生局沖縄麻薬取締支所等、沖縄県保健医療部等による取締強化の結果、平成26年12月に危険ドラッグ販売店舗はゼロとなりました。

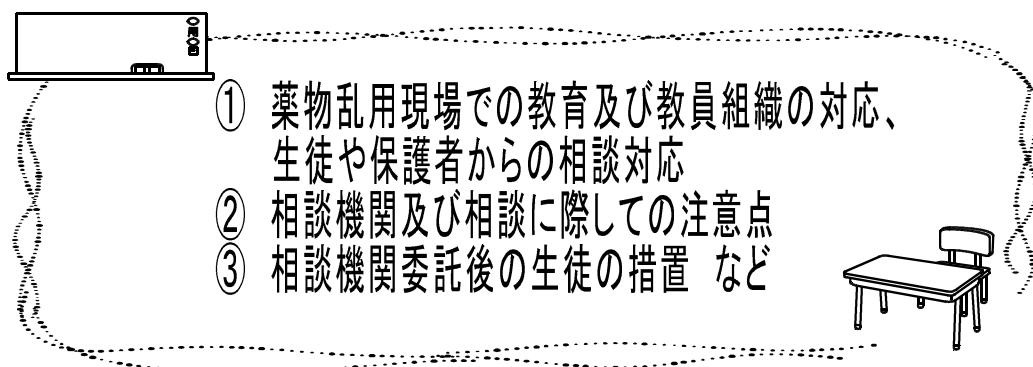
しかし、平成28年に高校生による大麻所持事件が発生したことを受け、「大麻等薬物乱用防止に係る指導の徹底について」を各学校へ通知するとともに、各学校においては、「薬物乱用防止教室」を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図ってきたところです。

また、特別な指導を要する児童生徒に対しては、相談しやすい環境作りや、個別指導を行うなど適切な対応を行うほか、児童生徒がネットトラブルに巻き込まれないために、「ネット被害防止ガイドライン(改訂版)」を活用した規範意識、危険回避能力及び情報モラルの育成等、指導の強化を図っているところです。

スマートフォン等インターネットの普及により、大麻・危険ドラッグ等の薬物が安易に入手できる状況があることから、児童生徒の身近に危険が迫っていることを深刻に受け止める必要があります。学校での薬物乱用問題、児童生徒等から身近な薬物乱用者についての相談など、多様な対応が求められています。

本マニュアルの活用のしかた

こうした事態に備えて、



について掲載してあります。

本マニュアルを参考に、学校における薬物乱用についての緊急的な対応について、児童生徒の安全確保や学校の安全管理に係る対策をお願いします。

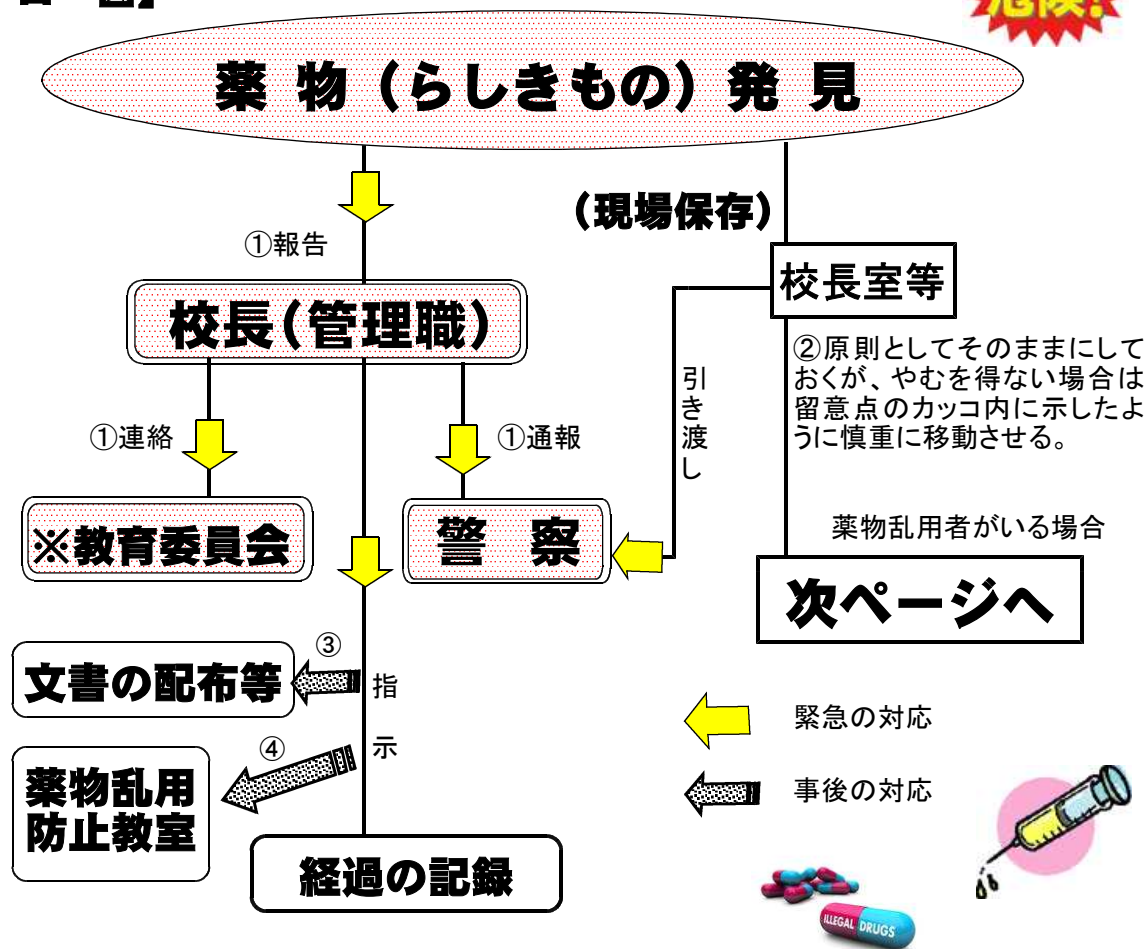
あわせて、当該児童生徒の治療及び人権などのアフターケアにつきましても適切な配慮をお願いします。

目 次

1. 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応	1
2. 学校内で薬物乱用者等を発見した場合の対応【初期対応】	2
【2次対応】(薬物乱用者が児童生徒の場合)	3
3. 児童生徒や保護者等から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応	
【児童生徒からの相談】	4
【保護者からの相談】	5
4. 立ち直りのための相談機関	6
参考事項(進行過程・治療方法)	7
5. 学校と警察との連携	8
6. 少年事件手続きの流れ【概要】	8
7. 薬物の種類、症状と取締法令	9
8. 相談機関一覧・地区の相談機関	10
＜参考＞県立学校生徒指導の手引きより(関係機関)	11
9. 薬物乱用の兆候、サイン	12
【資料偏】	
【.主な相談事例】	13
【医薬品の乱用について】	14
【《参考コラム》大麻について】	15
【マニュアル・パンフレット等紹介】	16
【啓発ポスター】	17
【関連サイト・参考文献】	18

1. 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応

【フロー図】



※市町村立の学校においては当該市町村教育委員会へ、県立学校においては県立学校教育課及び保健体育課へ連絡する。
 なお、県立中学校においては義務教育課及び保健体育課へ連絡する。

【留意点】

① ただちに管理職に報告し、管理職は警察に通報する。

② 薬物らしきものの取り扱いについては、手を触れず、そのままにしておく。

（やむを得ず動かす場合は「警察の指示」を受け、校長室等の児童生徒が触れることがない場所に移動させる。その際、直接手で触れないよう注意する。移動後は有害物質の拡散を防止するため、透明なビニール袋等に入れて複数の目で監視し、手を触れずに警察の到着を待つ。到着次第引き渡す。）

○発見者・発見状況（写真撮影等）・通報時刻等の情報をできるだけ詳細に記録する。

○校長（管理職）は教育委員会に一報する。

○警察到着後は警察の指示に従い、必要に応じて関係機関と連携を図る。

③ 児童生徒や保護者の不安が予想されるような場合は、不安を払拭するため、保護者宛に文書を作成して配付するなどの対応を協議し、速やかに実施する。

④ できるだけ速やかに全校児童生徒に対し、改めて薬物乱用防止のための指導を実施する。

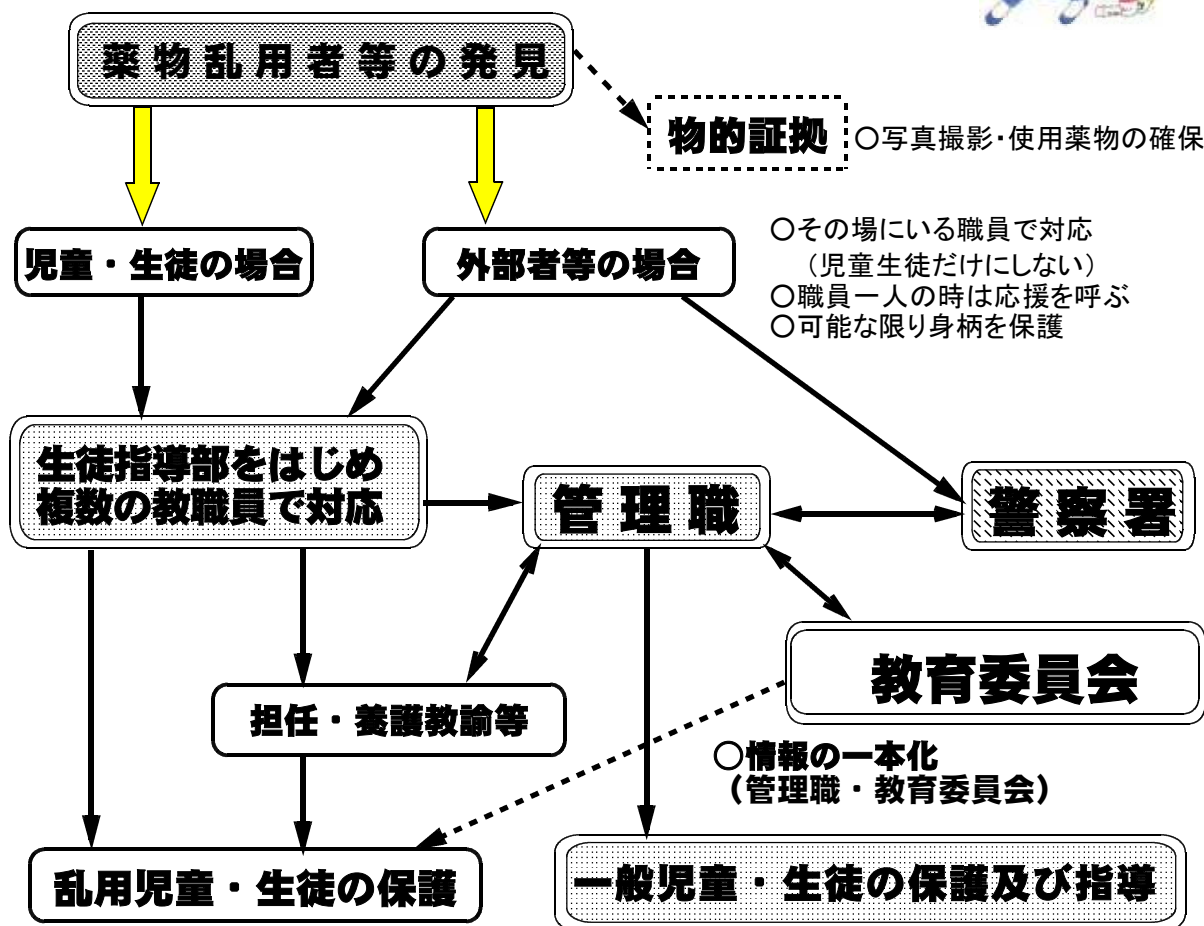


2. 学校内で薬物乱用者等を発見した場合の対応

ここでいう「薬物乱用者らしきもの」とは、薬物使用者、薬物所持者、薬物売買者等をいう。



【初期対応】



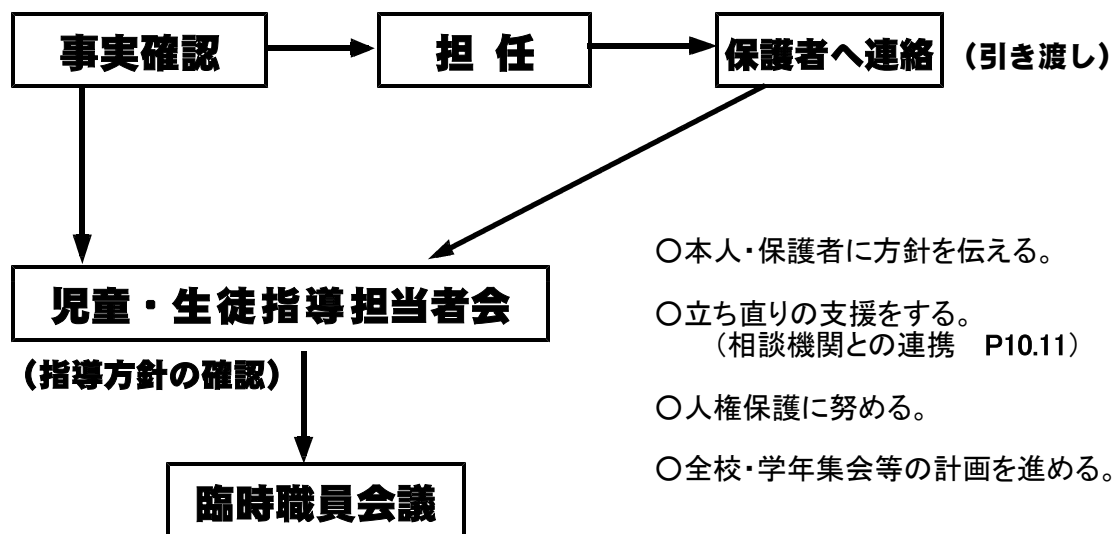
【留意点】

- ① 他の児童生徒と隔離する。(同席の児童生徒は別に事実確認を行う)
- ② 状況により救急車を要請する。(救急車はサイレンなしで)
- ③ 意識がない場合は吐物による窒息に注意する。
- ④ 安易に動かさない。本人が動ける場合は別室に入れる。

【職員の対応】

- ① 他の児童生徒の生命身体の保護及び安全確保を第一とする。
- ② 学校の対応マニュアルに沿って、救急車を要請する。
- ③ 基本的には管理職もしくは児童生徒指導担当教諭の指示で行動する。
- ④ 必ず複数で行動し、単独行動はさける。
- ⑤ 次の指示があるまでは、その場を離れない。
- ⑥ 報道対応も考慮する。

【 2 次 対 応 】(薬物乱用者が児童生徒の場合)



○全体で状況を確認し、管理職が解散を宣言するまでは学校に待機する。

【補足事項】

○薬物事犯については、薬物の所持・使用が全て違法であり、事件であるので、原則として警察に連絡をとる。

○学校外で乱用行為を発見した場合にも、児童生徒の心身への重大な影響及び違法な流通からの保護等の観点から、直ちに管理職、家庭、警察、学校医、学校薬剤師等関係機関に連絡し、適切な対応を図る。

○児童生徒の人権及びプライバシーに十分な配慮をする必要がある。



3. 児童生徒や保護者等から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応

児童生徒から薬物乱用について相談があった場合には、薬物乱用が児童生徒の心身への重大な影響をもたらす、学業不振や非行など多くの問題が付随することに注意する必要がある。

また、薬物乱用は犯罪行為であり、周辺に暴力団や素行不良者が関与している場合が多く、早期の保護が大切である。薬物乱用が疑われる児童生徒に対しては、次の点に注意して、緊急かつ誠実な対応をする必要がある。



【対応する際の留意事項】

- ① 児童生徒からの話を粘り強く聞き、受容的な態度で対応する。
- ② 学校(教職員)だけで内部的に解決しようとせず、関係機関との連携を図る。
- ③ 児童生徒に関係機関における措置等が行われた後は、学校としての特別指導を講じるかどうかは、教育的見地に立ち、個々の児童生徒の状況をふまえて判断すべきであり、単なる制裁的な対応とならないように配慮するとともに学校として未然防止に向けた指導を継続的に行う。
- ④ 薬物乱用の事実が確認されなかった場合でも、人権に十分配慮した上で、児童生徒の行動を注意深く観察することが望まれる。また、当該児童生徒の薬物乱用について学校に相談があることを、その保護者に、知らせる必要があるかを検討する。

(1) 児童生徒から薬物乱用についての相談を受けたとき

ア 本人からの相談

- ① 薬物名、動機、使用した場所・時間(最終使用日)、一緒にいた人などの状況を聞く。また、事実確認の際には、カウンセリングルームなど別室を利用して複数の教職員で行う。
- ② 薬物乱用は、心身への重大な影響をもたらす、学業不振や非行などの問題が付随することを児童生徒に理解させ、本人・学校だけの力では解決できないことを伝え、保護者、警察、医療機関などと連携して対応する必要があることについて、本人の同意を得る。
- ③ 相談を受けた内容を、管理職、関係する教職員、養護教諭などで情報共有する。
- ④ 保護者と連絡をとり、面談等により児童生徒から聞いた結果を伝えるとともに、警察や医療機関などと連携する対応について同意を得る。
- ⑤ 児童生徒や保護者を関係機関につなげる仲立ちを務め、相談に行きやすい環境をつくる。(相談の時に伝えるべき内容については、P6参照)

イ 友人からの相談(地域からの相談)

相談を持ちかけた児童生徒や相談中に話題としてあがった児童生徒の人権に配慮する。

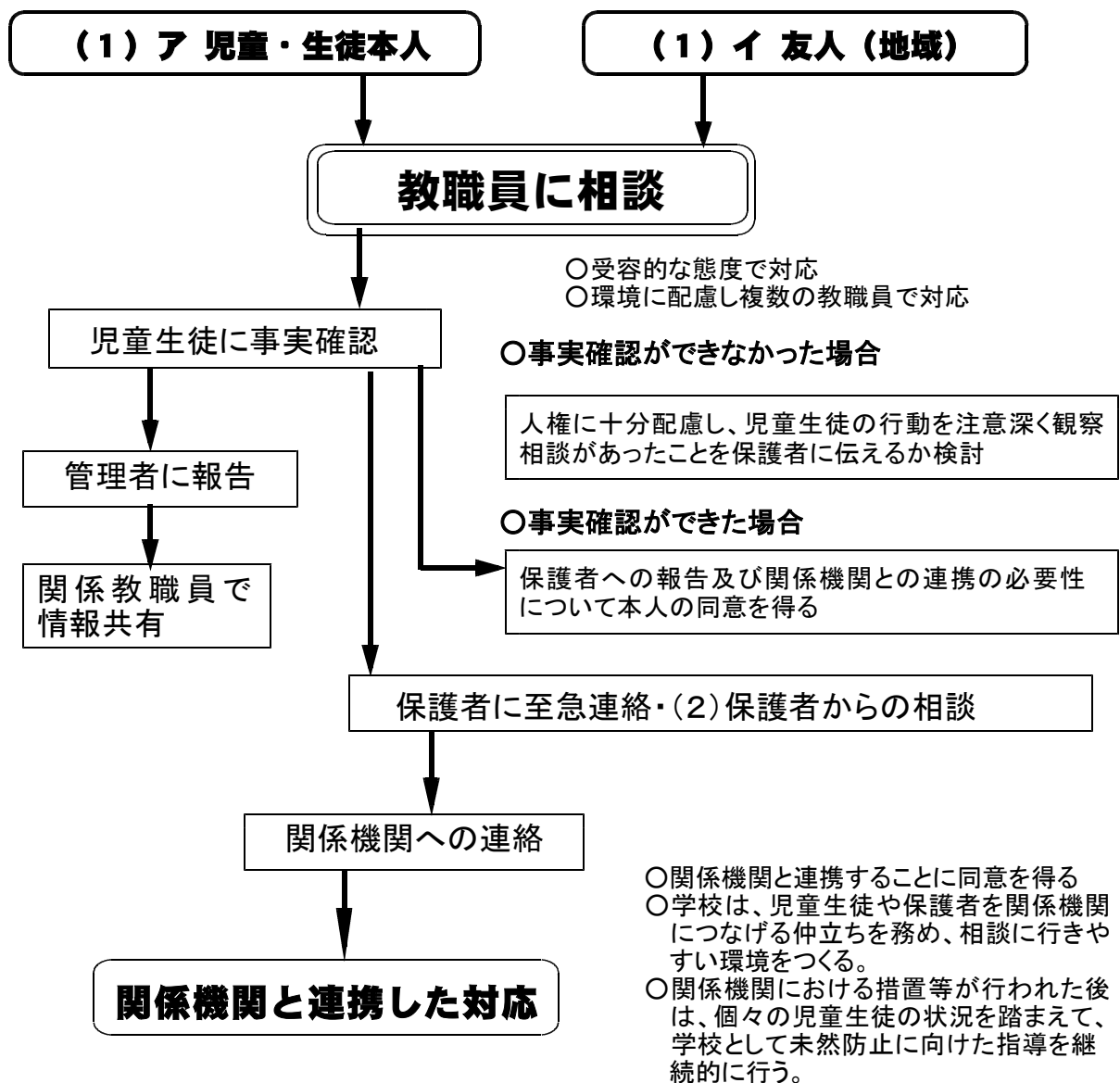
- ① 相談を持ちかけた児童生徒から、薬物使用の状況、使用していた児童生徒や関係する人物の氏名、使用していた日時・場所、可能なら使用薬物名などを聞く。
- ② 薬物乱用が疑われる児童生徒に対して慎重に事実確認を行い、状況に応じて保護者との面談を実施する。
- ③ 事実が確認された段階での対応は、アの対応に準ずる。

(2) 保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応



- ① 管理職に連絡を入れる。カウンセリングルームなど別室を利用して、複数の教職員で面談を行う。その際には、なるべく具体的に、薬物使用の状況、使用していた児童生徒、関係する人物の氏名、日時・場所、可能ならば使用薬物などを聞く。
- ② 学校や保護者だけでは解決ができない問題であること、外部機関との連携が必要であることを十分説明し、同意を得た上で関係機関への仲立ちをする。

【 フロー図 】



4. 立ち直りのための相談機関

【相談機関側の促え方】

相談には、医療的処遇、福祉的処遇の側面がある。

- ① 薬物乱用者の精神面、身体面の健康を蝕むもの
- ② 薬物乱用者の社会性を蝕むもの



以上2つの視点から薬物乱用を疾病として促え、相談を受けたり、治療(薬物を断つ動機付け、精神病症状に対する薬物療法、精神療法等)を行う。

(1) 相談機関

総合精神保健福祉センター、保健福祉事務所、保健所、県警少年サポートセンター、児童相談所、専門医療機関など

(2) 相談の前提となる事項

相談する場合、はっきりさせておかなければならないことは、薬物を乱用している児童生徒の治療への意志の問題である。これにより、相談、受診する機関が異なってくる。

ア 治療(断薬)の意志がある場合

病院などを受診。ただし、初期の乱用者(次ページ(4)参考事項の第1段階、第2段階に該当する者)で非行を伴っている場合は、児童相談所、県警少年サポートセンターに相談することも可能。

イ 治療(断薬)の意志なし又は治療の意志が定まらない場合

総合精神保健福祉センター、保健福祉事務所、保健所、県警少年サポートセンターに相談する。薬物を乱用している児童生徒に治療の意志がない場合には、治療ができないので当該児童生徒に治療の意志を持たせる必要がある。治療の意志を持たせるには、家族への対応が重要なので、家族を対象に援助助言を行うことになる。

ウ 暴力、精神疾患がある場合

薬物を乱用している児童生徒に暴力、精神症状があり、緊急性がある場合には、当該児童生徒の意志に関係なく、警察へ通報したり、医療保護入院を前提とした病院での受診が必要になる。

(3) 相談機関に伝えるべき事項

① 乱用薬物の種類

② 乱用者の対人関係、日常生活、学業問題、家族問題など。

③ どうしたいのか

・乱用者本人の治療(断薬)

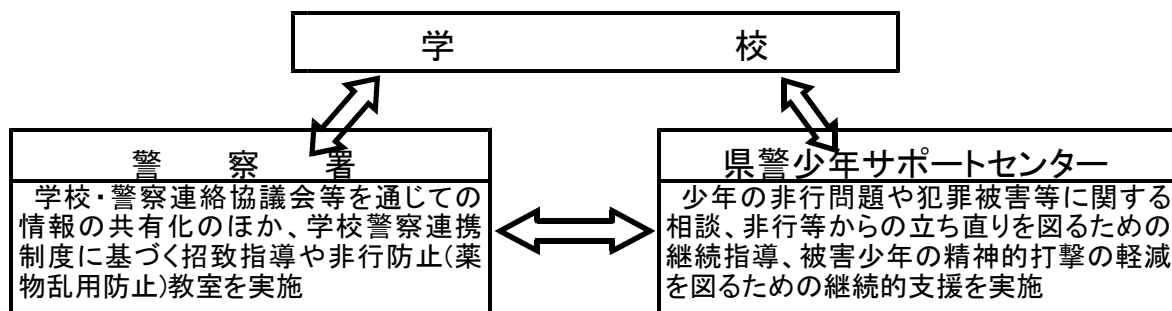
・家族の対応(治療の勧め、乱用仲間との決別の勧め、暴力被害からの退避)

(4) 参考事項

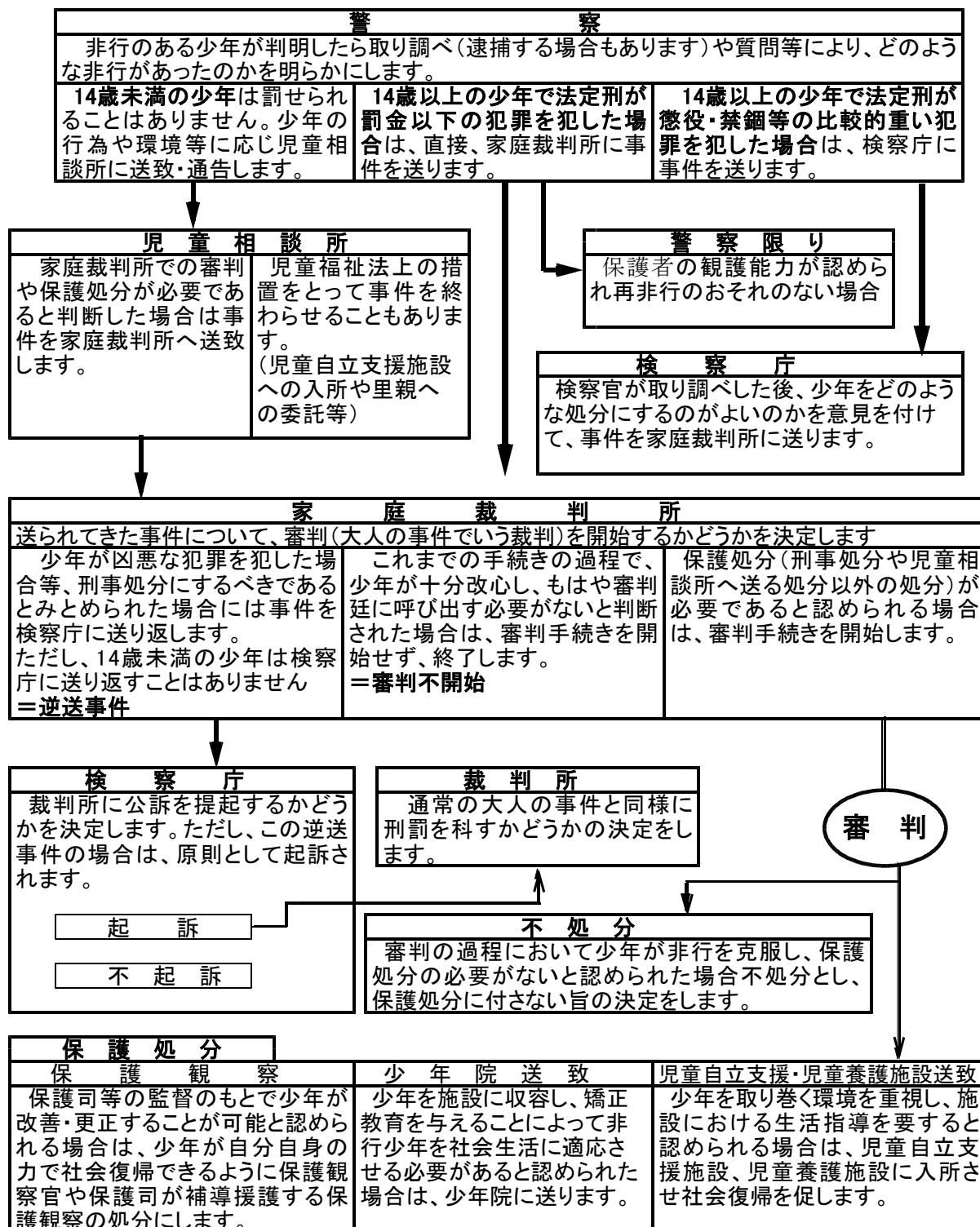
次のとおり、薬物を乱用している児童生徒の薬物依存の進行過程により、治療方法が異なるため、当該児童生徒がどの段階に該当するかについては、相談機関で判断することとなる。

進 行 過 程		治 療 方 法
段 階	特 徴	
第1段階 気分変化を覚える段階	○友人からの勧め ○好奇心による試し ○集団使用 ○家族の気づきはない	○依存症専門病院、精神科病院等で教育的治療。
第2段階 気分変化を求める段階	○間隔を置いた定期的使用 ○集団使用、時々単独使用 ○服装等身なりの変化	
第3段階 気分変化に夢中になる段階(依存の段階)	○頻回の単独使用 ○家族との衝突 ○検挙補導、不登校、退学	○精神病院や依存症専門病院での強制的措置も含めての精神科治療。 ○症状改善後も依存症専門病院などで継続的な治療を受けることが望ましい。 ○自助グループへの参加が有効な場合もある。
第4段階 薬物が切れると正常と 感じられなくなる段階	○連日の使用 ○1日中の使用 ○慢性中毒状況 ○身体的疲労 ○体重減少 ○記憶障害 ○フラッシュバックなどの精神症状	

5. 学校と警察との連携



6. 少年事件手続きの流れ【概要】



7. 薬物の種類、症状と取締法令

薬物乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいう。

名 称(俗称)	法令	違反形態	罰 則
シンナー等有機溶剤(アンパン) 神経が抑制されてぼんやりとし酒に酔ったような感じになる。集中力、判断力が低下し何事にも無気力になるほか幻覚や妄想等の症状が現れる。大量に吸引した場合には、呼吸中枢が麻痺する等により窒息死することもある。	毒物及び劇物取締法	販売授与	3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金(又はこれを併科)
		摂取吸入 摂取吸引目的所持	1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金(またはこれを併科)
覚せい剤(シャブ、エス、スピード) 神経を興奮させる作用が有り、気分高揚と疲労が取れたような感じがするが効果が切れると激しい疲労感、倦怠感、脱力感に襲われる。依存性が強く、使用を続けると幻覚、妄想が現れ、大量摂取すると死に至ることもある。	覚せい剤取締法	所持 譲渡 譲受 使用	(単純)10年以下の懲役 (営利目的)1年以上の有期懲役 又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金
大麻(マリファナ、ハッパ、チョコ) 気分が快活となる一方で感覚が過敏になり変調を来したり、感情が不安定になったりし、幻覚や妄想等に襲われるようになる。また、何もやる気のない状態となる無動機症候群に陥ることがある。	大麻取締法	栽培 所持 譲渡 譲受	(単純)7年以下の懲役 (営利目的)10年以下の懲役又は情状により300万円以下の罰金 (単純)5年以下の懲役 (営利目的)7年以下の懲役又は情状により7年以下の懲役及び200万円以下の罰金
ヘロイン(ジャンク) 神経抑制作用があり、乱用すると強い陶酔感を覚えて乱用を繰り返すようになる。強い精神的依存と身体的依存が形成され、嘔吐等の禁断症状に苦しみ大量に摂取すると死に至ることがある。	麻薬及び向精神薬取締法	譲渡 譲受 所持 施用	(単純)10年以下の懲役 (営利目的)1年以上の有期懲役 又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金
コカイン(スノウ、コーク) 眠気や疲労感がなくなったり、体が軽く感じられ、腕力、知力が付いたという錯覚が起こる。幻覚等の症状が現れ大量摂取すると死に至ることがある。 LSD(ペーパー、アシッド) 幻視、幻聴等の強烈な幻覚作用が現れる。乱用を続けると長期に渡って神経障害を来すこともある。 MDMA(エクスタシー)、マジックマッシュルームほか		譲渡 譲受 所持 施用	(単純)7年以下の懲役 (営利目的)1年以上10年以下の懲役又は情状により1年以上10年以下の懲役及び300万円以下の罰金
向精神薬 中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼし、乱用すると感情が不安定になる、判断力が鈍くなる等心身への障害が生じる。		譲渡 譲渡目的 所持	(単純)3年以下の懲役 (営利目的)5年以下の懲役又は情状により5年以下の懲役及び100万円以下の罰金
危険ドラッグ 覚せい剤や麻薬等規制薬物と同等の作用を有する成分を含有しており液体、葉片等様々な形状のものがある。使用すると意識障害、嘔吐、呼吸困難等を引き起こし死に至ることがある。	医薬品医療機器等法	所持 購入 譲受 授与 使用	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(又はこれを併科)

8. 相談機関一覧

相 談 機 関 名	住 所	電 話 番 号	相 談 日・時 間
九州厚生局沖縄麻薬取締支所 麻薬・覚せい剤相談窓口	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-854-2584 (代表) 098-854-0999 (相談窓口)	月曜日～金曜日 8:30～17:15
沖縄県警察本部暴力団対策課(麻薬110番)	〒900-0021 那覇市泉崎1-2-2	098-862-1483	月曜日～金曜日 9:30～18:15
沖縄県保健医療部薬務疾病対策課	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	098-866-2215	月曜日～金曜日 9:00～17:00
沖縄県総合精神保健福祉センター(こころの電話相談) 特定相談(無料・予約制) (アルコール・薬物・思春期)	〒901-1104 南風原町字宮平212-3	098-888-1450	月曜日～金曜日 9:00～11:30 13:00～17:00 月木9:00～11:00 13:00～16:00
沖縄県警察本部少年課 少年サポートセンター ヤングテレホンコーナー	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	①0120-276-556 (フリーダイヤル) ②098-862-0111	月曜日～金曜日 9:30～18:15
沖縄県薬剤師会 (お薬相談室)	〒901-1105 南風原町新川218-10	098-863-8935	月曜日～金曜日 (祝祭日は除く) 9:00～12:00 13:00～17:00



○地区の相談機関 (各校で記入してください)

機 関 名	住 所	電話番号
警 察 署		
地区福祉保健保健所		
児童相談所		
県警少年相談・ 保護センター等 事務所		

<参考> 県立学校生徒指導の手引き（H28）より抜粋

第1節 児童生徒の行動と連携先の関係機関

本資料は、問題行動に関し、各学校が事態の状況等を把握し、関係機関との連携を検討していく際の参考資料として示したものであり、問題行動を分類して事項ごとに連携する関係機関を特定するという趣旨のものではない。問題行動の予防と対処について、学校は、本資料を参考にしながら、地域の実情等に応じ、関係機関との連携を適切に進めることが望まれる。

区分	問題行動の状況等	主な関係機関
	・日常生活における行動から将来的に問題行動が懸念される場合	・教育相談所等 ・児童相談所 ・少年サポートセンター・少年補導センター ・家庭児童相談室 ・精神保健福祉センター ・少年鑑別所（相談室）・保健所 ・警察
いじめ	・冷やかし、からかい、無視等の為のいじめの状態と懸念される場合 ・暴力、脅し等の犯罪的行為やいじめの継続など集団暴行、恐喝等の犯罪行為で他者に重大な危害を与えた場合	・教育相談所等 ・児童相談所 ・少年サポートセンター・少年補導センター ・家庭児童相談室 ・少年鑑別所（相談室） ・警察
暴力	・他者（器物含む）への暴力等が継続的で、危険が予見される場合 ・他者（器物含む）への暴力等で、重大な危険（危害）を与えた場合	・教育相談所等 ・少年補導センター ・児童相談所 ・少年鑑別所（相談所） ・警察
盗み	・学校の器物、他の児童生徒の物品等の窃盗が継続的な場合 ・学校の器物、他の生徒の物品等の窃盗が大規模で広範囲な場合	・教育相談所等 ・少年サポートセンター ・少年補導センター ・児童相談所 ・少年鑑別所（相談所）・警察
性非行	・不純異性交遊などの不良行為 ・買春、淫行等のごり犯行為 ・強制わいせつ等の性犯罪行為	・教育相談所等 ・児童相談所 ・少年サポートセンター・少年補導センター ・家庭児童相談室・少年鑑別所（相談室）・警察
薬物乱用	・飲酒や喫煙等 ・覚せい剤、シンナー、ドレエン等の薬物乱用の疑いのある場合 ・覚せい剤の使用・所持・シンナー等有機溶剤の吸引等の行為	・教育相談所等 ・児童相談所 ・少年サポートセンター・少年補導センター ・家庭児童相談室 ・少年鑑別所（相談室） ・精神保健福祉センター・警察

第2節 電話相談案内 ～ひとりで悩まず相談しましょう～

◆総合相談窓口◆

相談機関名	電話番号	受付時間	所在地
子ども若者みらい相談プラザ「sorae」	098-943-5335	月火木金土 10:00～18:00 (休)水・日・祝日・年末年始	沖縄県総合福祉センター内

◆沖縄県総合教育センター・県教育庁生涯学習振興課◆

相談機関名	電話番号	受付時間	担当部署
親子電話相談「子育てダイヤル・子ども相談」	098(869)8753	月～土9:00～22:00 22:00～9:00は留守電・FAX対応 (休)日・祝祭日・年末年始	県教育庁 生涯学習振興課

◆電話相談◆

相談機関名	電話番号	受付時間	所在地
子どもの人権110番	0120-007-110 (全国共通)	月～金 8:30～17:15	那覇地方法務局
親子電話相談「子育てダイヤル・子ども相談」	098-869-8753	月～土9:00～22:00	沖縄県庁舎

◆SOSダイヤル◆

相談機関名	電話番号
24時間子供SOSダイヤル	なやみいおう 0570-0-78310



9. 薬物乱用の兆候、サイン

薬物を乱用すると人には、さまざまな兆候や危険なサインが現れる。日常の中で、子どもたちの様子に関心を持つことが薬物乱用を未然に防ぐことにつながる。

《身体面》

- 食欲が不自然になくなったり、やせてくる。
- 体重が減少する。
- 目が充血している。
- 目がつり上がる。目つきが厳しくなる。目がうつろになる。
- 顔色が悪い。
- さかんにつばを吐く。水を飲みたがる。唇をなめる。
- 手足が震える。手足の動きがスムーズでなくなる。
- ろれつが回らない。
- 眠らない。また、一度眠ると起こしても起きず、何時間も眠れる。



《生活面》

- 帰宅時間が遅くなる。
- 友人関係がよくわからない。
- 目を合わせて会話をしなくなった。
- 金遣いが荒くなる。必要以上にお金を要求する。
- たばこを常用したり、酒を飲んだりする。
- 態度や表情が明るくなったり、暗くなったりする。
- 自己中心的で落ち着きがない。
- 感情を抑えることができず、いらいらして暴力的になる。
- 妄想を抱く。つじつまの合わないことを言う。
- 家庭でのコミュニケーションを図ろうとしない。
- 電話やメールに知らない人から連絡があったりする。
- 嘘が多くなった。
- 親や教師などへの過度の反抗や無断欠席などが現れる。
- 咳止め薬、鎮痛剤、風邪薬、睡眠薬、粉末の薬や有機溶剤、ガスなどを不必要なのに持っている。
- 友達が頻繁に訪れ、部屋で何かをしている。
- 部屋のゴミ箱に、異臭のするティッシュ、ビニールが捨ててある。
- 非行行動(不良交友、暴走族とのつながり、薬物代欲しさの恐喝、盗み、売春等の犯罪に手を出す)等を伴う。

【主な相談事例】

国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所HP 「薬物問題 相談員マニュアル」より

<http://www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/reference/pdf/soudanin.pdf>

Q1：子どもが薬物をやっているかどうかは、どのようにしたら分かりますか？

A: まずは、現在実際に起きている問題を整理してもらいましょう。日常生活の乱れはないか、交遊関係に問題ないか、気になる言動の変化はないか、精神・神経症状はないか、などについて整理することにより、多くの場合は早い段階で気がつくことができます。しかし、もっとも大切なことは、普段から家族内のコミュニケーションを保ち、子どもとの親密な関係をなくさないことです。子どもが何か問題を起こしても一方的にしかりとばすことはしないで、子どもの考えていることを素直に聞いてみるよう指導しましょう。

Q2：保健所や精神保健福祉センターに相談をすると警察に逮捕されるのですか？

A: 相談を受けただけで、ただちに警察に通報するということはありません。相談を受ける者には職業上の守秘義務があるからです。ちなみに、医師の診察の場合も、都道府県知事への届出義務が生じるのは麻薬依存症者であると確定診断した場合であり、その目的は医療保護にあります。覚せい剤や有機溶剤等の場合には届出義務はありません。

Q3：本人の部屋から、薬物らしきものがゴロゴロ出てきて動転しています。どうしたらよいのでしょうか？

A: 家族としてはこの物質が何なのかということが最も気になる場所ですが、その心配に共感しながらも、本当に大切なことはこの機会を問題解決のための良いきっかけにすることでという方向に、視点の転換をはかります。冷静になって、本人と今後のことを話し合いましょう。うろたえたり言い争ったりして、際限のないイタチごっこになってしまうことがないように指導しましょう。また、実際にその物質の同定が必要になる場合もあります。そのような時には、各都道府県の薬務担当課に相談することをお勧めします。

Q4：子どもが薬物乱用仲間のところへ行ってしまうと、家に戻ってこない。帰ってきても夜遅くであり、注意すると怒鳴ったり暴力をふるったりして手がつけられない。なんとかして縁を切らせることはできないのでしょうか？

A: 薬物を乱用している最中や薬物の影響が強い状態のときには、どんなに家族が親身になって対応しても反発することが多いものです。薬物の影響がなくなって、本人と落ち着いて話せそうなタイミングを見つけるよう、家族に指導しましょう。その際には、家族は本人の薬物使用を直接非難することはできるだけ避け、薬物乱用による健康や生活上の問題について心配しているという親の気持ちを素直に伝えることが大切です。また、興奮や暴力などのために、一緒に生活していけない状況であれば、その旨をきちんと家族から本人に伝えることが必要です。ただし、こうした話をたんなる「脅し」のつもりですとかえって反発や暴力を誘発することが多いので、「言ったことは実行する」「実行できないことは口にしない」という原則も家族に指導しましょう。いずれにしても、両親で十分に話し合っただき、親としての気持ちをかためるよう指導すると同時に、家族が適切な決断と実行が行えるよう、その過程に寄り添うのも援助者の大切な役割です。

参考：《医薬品の乱用について》

オーバードーズ(OD)は大量服薬と表す通り、薬の多量摂取をする自傷行為のひとつです。オーバードーズをすると身体に深刻な問題を引き起こすのはもちろん、薬物中毒になったり、死に至ることもあります。薬の種類は処方薬(精神薬、睡眠薬、安定剤など)、市販薬(咳止めや鎮痛剤)、違法薬物などさまざまです。最近ではリタリンをオーバードーズする人が増え、社会的に問題になっています。現実逃避や自殺企図、快感を得るためにオーバードーズ(OD)に至ることが多いようですが、無意識に繰り返す人もいます。オーバードーズ(OD)は、ショックやストレスから回避するための手段として癖になってしまい、記憶がなくなったり、身体に深刻な問題を引き起こしたり、止めなければいけないとわかっていながら繰り返します。

また薬の禁断症状(嘔気・嘔吐、頻脈、発汗、血圧・体温上昇などの身体症状と、不眠、不安や手のふるえ、幻覚などの神経・精神症状)が出て、自分の力では止められなくなってしまう、薬物依存症になってしまうこともあります。

児童生徒の場合は、リストカットをはじめとする自傷行為の一つであることを踏まえて、多くの薬を持ち歩いている様子があったり、必要以上の薬の服用がある場合には、なんらかのSOSと捉えてカウンセリング等の対応が求められます。一度にオーバードーズ(OD)する量が多量だと命の危険があるので校内でみつけた場合には救急車要請など緊急対応が必要になります。

薬物依存の可能性がある場合は、本人の意思だけで止めることは難しい状況が考えられ、治療が必要になることもあるので、医療機関等につなげるための保護者との相談が不可欠です。

お母さんが見つけるオーバードーズのチェックリスト

- ◇ 薬の包装紙や箱が大量にゴミ箱に捨てられていた。
- ◇ 起こしてもなかなか起きないほど熟睡していることがある。
- ◇ インターネットでオーバードーズの情報を見ていた。
- ◇ 具合が悪そうだが、尋ねると「大丈夫」とか「別に」と言う。
- ◇ 小さい頃から親に甘えたことがほとんどない。
- ◇ 小さい頃から手のかからない良い子だった。
- ◇ 悲しんだり怒ったりすることがほとんどない。
- ◇ 何かあってもあわてず落ち着いている。
- ◇ 前の日は元気だったのに次の日は無表情になったり、よく話したりしていても次の日は無口だったりする。
- ◇ 体調が悪そうでも学校を休まない。
- ◇ 友だちからの頼みごとをされても「いや」と言えない。

お子さんの心理の奥底には、「お母さん、助けて」という叫びがあります。この叫びを聞き逃さないよう注意を向けられるように促していきます。



《参考コラム》

大麻 × 安全

大麻は吸引のための乾燥大麻や樹脂の形で売られています。最近では、大麻の種子を入手して大麻草を栽培するという違反事例も増えています。インターネットでは、さまざまな隠語を使って売られています。

大麻については、「身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤まった情報が流れています。しかし、実際には脳に作用し、様々な不具合を引き起こす違法な薬物です。大麻を乱用すると、記憶や学習能力が低下し、知覚を変化させます。また、乱用を続けることによって何もやる気がしない状態や、人格の変容、大麻精神病等が引き起こされ、社会生活に適応できなくなることもあります。

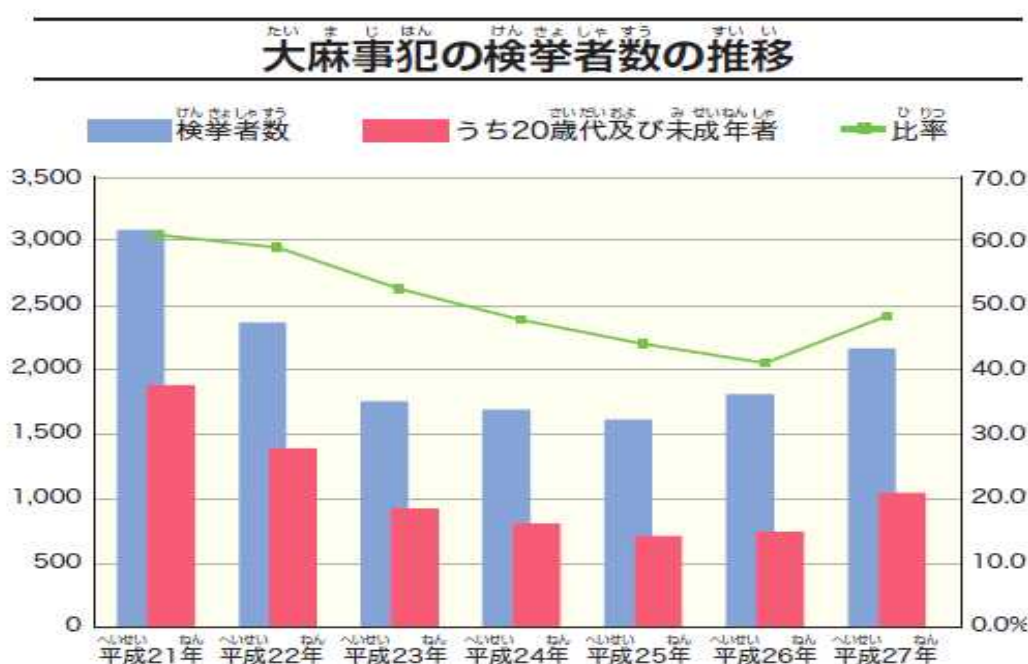
大麻はゲートウェイ・ドラッグといわれ、他の薬物を使用するきっかけとなる恐れが高い薬物です。一回でも使用してはいけません。

厚生労働省 薬物乱用防止読本「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』」より

若者の危険ドラッグと大麻の乱用状況

平成26年度より危険ドラッグに対する規制が強化され、平成27年度は危険ドラッグに起因する事件や事故の報道を目にする機会が減りました。「若年層による大麻と危険ドラッグの乱用状況に関する調査結果」(警察庁／平成27年における薬物・銃器情勢)によると、犯行時の年齢が30歳未満の大麻事犯の検挙者のうち、危険ドラッグを継続使用していたがやめた者のその理由について、「危険ドラッグに対する規制が厳しくなった」「危険ドラッグが入手しにくくなった」という回答が多かったことが報告されています。あわせて、「使用していて気分が悪くなった」「使用すると命の危険があるとわかった」という理由を挙げる者も多く、規制強化やその毒性の強さから、危険ドラッグ市場は極めて限定的なものとなったといえます。

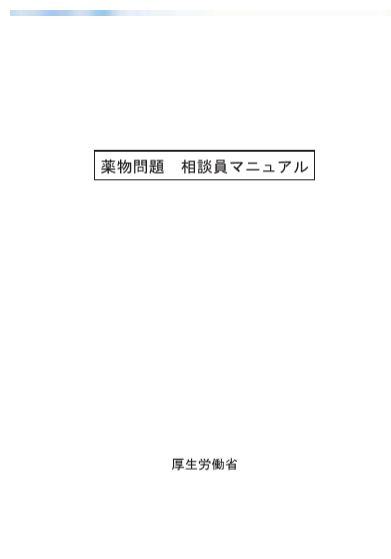
その一方で、平成27年の大麻の検挙人数は5年ぶりに2,000人を超え、うち未成年者及び20歳代では1,034人と大きく増加しており、危険ドラッグ使用者が大麻や覚醒剤に移行している可能性が示唆されています。



(厚生労働省パンフレット「薬物の乱用は、あなたとあなたの周りの社会をダメにします！」より)

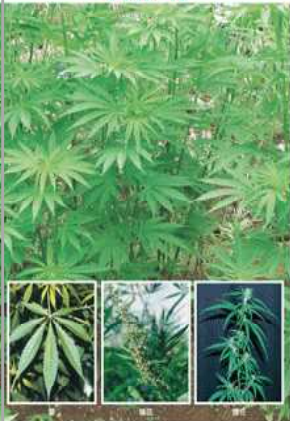
【厚生労働省・文部科学省・日本学校保健会・都道府県から出されている
マニュアル・パンフレット等】

HPからダウンロード可能（ P18 関連サイト参照）



不正大麻・けし撲滅運動

大麻(アサ)



植えてはいけないけし



大麻と間違われやすい植物



植えてもよいけし



大麻・けしを発見したときは下記にご連絡下さい。

各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)・都道府県薬務主管課・保健所・警察署
厚生労働省・都道府県

ダメされるな!

違法ドラッグ。
ヤセれるノリになる

違法ドラッグは、「合法ドラッグ」などと称して売られています!

違法ドラッグは、大変危険です!

法律で罰せられます!

違法ドラッグは、
買わない、
使わない、
かかわらない!

危険ドラッグは 買わない 使わない かかわらない

危険ドラッグは「合法ドラッグ」
「合法ハーブ」などと称して売られ、大変危険です!

平成28年12月31日より、新たに5物質が指定薬物に指定されました。
これにより、以下の行為が禁じられ、罰せられることになります。

**新規に5物質を
指定薬物に指定**

指定薬物に指定された5物質は、
平成28年4月1日より、指定薬物に指定されています。
違反した場合、3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、又はどちらも科せられます。

**所持、使用、譲与
販売、譲与等も禁止**

平成28年4月1日より、指定薬物に指定されています。
違反した場合、3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、又はどちらも科せられます。

お問い合わせ先: 厚生労働省 薬務主管課 (03-5542-1865)

あなたの人生を壊します。

危険 ドラッグ

買わない
使わない
かかわらない

危険ドラッグは、
指定薬物に指定されています。
違反した場合、3年以下の懲役、
もしくは300万円以下の罰金、
又はどちらも科せられます。

危険ドラッグは、
指定薬物に指定されています。
違反した場合、3年以下の懲役、
もしくは300万円以下の罰金、
又はどちらも科せられます。

危険ドラッグは、
指定薬物に指定されています。
違反した場合、3年以下の懲役、
もしくは300万円以下の罰金、
又はどちらも科せられます。

お問い合わせ先: 厚生労働省 薬務主管課 (03-5542-1865)

【 関連サイト 】

- ①厚生労働省ホームページ（薬物乱用問題）「薬物乱用防止に関する情報のページ」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubuturanyou/
- ②文部科学省ホームページ「薬物乱用防止教育」に関する情報のページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353626.htm
- ③公益財団法人日本学校保健会ホームページ「薬物乱用防止教育」に関する情報のページ
<http://www.hokenkai.or.jp/3/3-1/3-1.html>
- ④公益財団法人日本学校保健会ホームページ「薬物乱用防止教室マニュアル」〈改訂〉
<http://www.gakkohoken.jp/books/archives/119>
- ⑤国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所ホームページ
<http://www.ncnp.go.jp/nimh/index.html>
- ⑥「薬物問題 相談員マニュアル」PDF 資料
<http://www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/reference/pdf/soudanin.pdf>
- ⑦あやしいヤクブツ連絡ネット
<http://www.yakubutsu.com/>
- ⑧厚生労働省無承認無許可医薬品情報
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/musyounin.html>
- ⑨内閣府ホームページ 薬物乱用対策
http://www8.cao.go.jp/souki/drug/drug_abuse.html
- ⑩警視庁ホームページ 薬物乱用の恐ろしさ
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/drug/drug/>
- ⑪ナチュラルリソース（心理カウンセリングとメンタルケア）ホームページ
<http://na-re.jp/od.html>
- ⑫東京カウンセリングルーム『こころの元気道』ホームページ
<http://www.cocoromichi.jp/14692835611546>

《 参考文献 》

- 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料 ～心と体の健康のために～
（神奈川県教育委員会）
- 薬物乱用防止教室マニュアル（公益財団法人日本学校保健会 平成26年改訂）
- 自信をもって取り組める「医薬品の教育」小・中・高等学校での実践事例集
（公益財団法人 日本学校保健会）
- 沖縄県教育委員会 「県立学校生徒指導の手引き」 平成28年度版
- 薬物乱用防止読本「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』」（厚生労働省）
- 薬物の乱用は、あなたとあなたの周りの社会をダメにします！（厚生労働省）
- 「薬物問題 相談員マニュアル」国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 HP より

学校における薬物乱用緊急対応マニュアル（改訂版）作成編集委員名簿

委 員 長

平 良 朝 治 （教育庁保健体育課 課長）

委 員 ～大麻等薬物乱用防止教育ワーキングチーム～

宮 城 弘 之 （教育庁保健体育課 副参事）

城 間 敏 生 （教育庁保健体育課 健康体育班 班長）

又 吉 美奈子 （教育庁保健体育課 健康体育班 指導主事）

大 城 健 （教育庁県立学校教育課 高校教育改革班 班長）

川 満 一 彦 （教育庁県立学校教育課 高校教育改革班 指導主事）

比 嘉 政 輝 （教育庁義務教育課指導班 主幹）

城 間 勝 （教育庁生涯学習振興課 生涯学習班班長）

高 嶺 朝一郎 （教育庁生涯学習振興課 生涯学習班 社会教育主事）

編集協力者

屋 良 淳 教育庁県立学校教育課 主任指導主事(公安委員会併任)

前 濱 朋 子 沖縄県薬剤師会副会長 （学校薬剤師）

平成29年3月

編 集 沖 縄 県 教 育 委 員 会

〒900-8571

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098-866-2726

FAX 098-866-0472



危機管理マニュアル

【7】 校外活動

沖縄県立宮古高等学校

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動において、生徒の安全確保のために以下の対策を講じるものとする。

1. 事前の検討・対策

【校外活動全般】

- ①活動先の地域固有のリスク（津波、土砂災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害が発生した場合の対応を検討する。
- ②事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備（AED設置場所、病院、警察署等）を調査し、これらを活動計画や活動のしおりに反映させる。
- ③訪問先、宿泊先、旅行代理店等の関係者との安全確保に関する事前調整を行う。
- ④引率教職員間での連絡方法、および引率教職員と在校教職員との定期的な連絡方法について検討する。
- ⑤災害発生時の避難経路、避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間で共通認識を持つ。
- ⑥緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。
- ⑦一人で避難できない生徒への対応について検討する。

【宿泊を伴う活動・食に関係する活動（食物アレルギー対応）】

- ①食物アレルギーをもつ生徒についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。
- ②エピペン等の持参薬の管理方法について確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討する）。
- ③工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。
- ④宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。
- ⑤宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。
- ⑥万が一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。
- ⑦エピペン等の持参薬の使用法の再確認
- ⑧搬送可能な医療機関の事前調査
- ⑨円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

2. 校外活動の携行品

引率時の主な携行品は以下のとおりとし、必要に応じて追加を検討する。

☐ 緊急連絡体制表

- ☐ 生徒名簿（緊急連絡先を含む）
- ☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所が記載されたもの）
- ☐ 緊急搬送先医療機関の情報
- ☐ 携帯用救急セット
- ☐ 携帯電話・スマートフォン
- ☐ モバイルバッテリー
- ☐ 携帯ラジオ端末
- ☐ 笛（危険を知らせるため）

3. 校外学習開始時の対策

- (1) 現地に到着直後に、引率教職員間（必要に応じて生徒含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- (2) 校外活動開始時に、生徒に対して以下のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
- (3) 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - ①一人で行動しないこと
 - ②集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - ③（食物アレルギーを持つ生徒がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- (4) 学校側では、職員室の掲示場所に、校外活動の時間・内容・引率教職員の連絡先等を掲示する。

危機管理マニュアル

【 8 】 各種資料

沖縄県立宮古高等学校

1 薬品管理取扱要領

沖縄県立宮古高等学校

化学準備室の薬品管理については下記のとおりとする。

管理責任者及び取扱責任者

- 1 薬品の取扱責任者及び管理責任者については次のとおりとする。
 - (1) 取扱責任者は（理科実習助手）が担当し、管理責任者は（理科主任）とする。
 - (2) 薬品の取扱は理科担当教諭及び理科実習助手が行うが、薬品の購入、廃棄については管理責任者のもと取扱責任者が行うものとする。

保管場所

- 2 薬品の保管場所については次のとおりとする。
 - (1) 化学実験実習用薬品は（化学準備室）室の薬品庫に保管し、「施錠」をする。
 - (2) 化学実験用のために準備された試薬及び調整済みの試薬溶液は、化学準備室内に薬品の性質に応じた保管を行う。

薬品管理台帳（薬品購入簿及び薬品使用簿）

- 3 薬品管理台帳については次のとおりとする。
 - (1) 台帳は化学用と（生物）用に分けて記載する。
 - (2) 薬品購入簿の記載については、原則として使用責任者が購入の都度、記載する。
 - (3) 薬品使用簿の記載については、原則として使用者が使用の都度、記載する。
 - (4) 薬品管理台帳の記載については、原則として使用責任者が月末に定期的に記載し、整備する。

鍵の管理

- 4 薬品管理にかかる鍵の管理は、次のとおりとする。
 - (1) 薬品庫、化学準備室、の鍵は理科職員室に保管する。
 - (2) 鍵の管理責任者は（ 理科主任 ）とする。

事故等

- 5 薬品の紛失等については次のとおりとする。
 - (1) 薬品の紛失等の事故が生じた場合は、直ちに管理責任者に報告をし、学校長の指示をおおぐものとする。

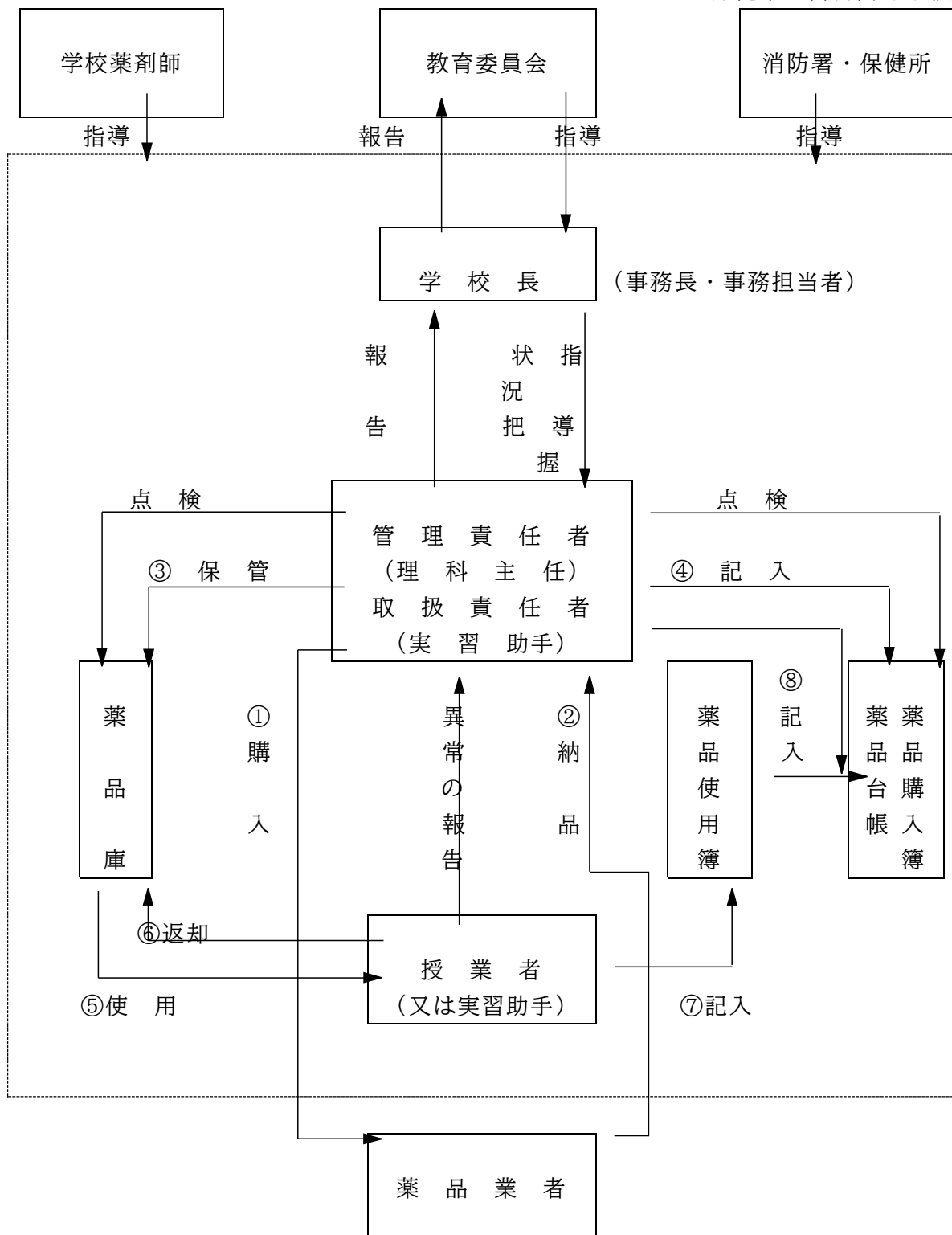
在庫点検

- 6 在庫点検については次のとおりとする。
 - (1) 取扱責任者は、保有するすべての薬品について学期ごとに点検を行い、在庫量を確認して管理責任者に報告をする。
 - (2) 管理責任者は、上記の点検結果を学校長に報告するものとする。

*この取扱要領は薬品を有する教科等（農業、工業、保健室）ごとに作成すること。

薬品管理系统図

沖縄県立宮古高等学校



- ・「薬品取扱要領」を作成し、管理体制を明確にしておく。
- ・「薬品管理台帳」を作成する。
- ・学期ごとに在庫管理をする。

*この取扱要領は薬品を有する教科等（農業、工業、保健室）ごとに作成すること。

暴風（台風）時の対応について

1. 生徒の場合

（1）暴風警報発令の場合

- ①臨時休校（県教育委員会がマスコミで伝える）
- ②本校ホームページにて確認

（2）暴風警報解除の場合

- ① 正午以前解除の場合 → 速やか（解除した時間から2時間以内）に登校するよう指導する。
※事前に周知徹底する。
- ② 正午以後の解除 → 引き続き臨時休校の措置

2. 教職員の場合

※暴風警報が発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるものではない。
「業務の停止措置」がなされたか否かを学校長にて確認し、その指示に従うものとする。

（1）「業務の停止措置」→学校長が次の二つの要件を満たすことにより判断するものとする。

- ① 当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想される。
- ② 当該区域においてバスの運行が停止することが明らか。

（2）「業務の再開措置」→学校長は、次の①②の場合、停止した業務を速やかに再開するものとする。

①次の（ア）（イ）いずれかを満たしたとき

（ア）暴風域外となったとき。

（イ）バスの運行が再開されたとき。

②台風の襲来による事故発生のおそれが無くなったと判断したとき

ケース		A	B	C	D	E	F	G
①	（ア）暴風域外となった	○	○	○	×	○	×	×
	（イ）バス運行再開した	○	×	×	○	○	×	×
②台風襲来による事故発生おそれがない		○	○	×	○	×	○	×
業務再開の可否		再開	再開	NG	再開	NG	NG	NG

※なお、「業務の再開時間」が勤務時間終了前3時間以内にある場合であっても、業務の再開をしなくてもよいものとする。

3. 関連機関

	機 関 名	T E L
1	宮古島気象台（防災）	7 2 - 3 0 5 4
2	八千代バス	7 2 - 0 6 7 7
3	共栄バス	7 2 - 2 4 1 4
4	伊良部大橋等（宮古土木事務所）	7 2 - 2 7 6 9